

平成30年3月23日 公示 平成30年4月1日適用
補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準

補装具製作要素 (購入・借受け・修理) 基準表

修正履歴

2018/07/03 訂正

P18 I 義手(1)義肢-殻構造義手 工製作要素価格 (才)外装 前腕部プラスチック 11,400円(誤)→11,600円(正)

P49 II 義足 (2)義肢-骨格構造義足 1の(2)の工の(工)義足懸垂用部品

大腿義足用 シレジアバンド一式 7,400円(誤)→7,350円(正)

P60 III装具 A(ア)下腿装具 工製作要素価格 b支持部 下腿支持部の種類 下肢コルセツ(誤)→下腿コルセット(正)

P78 座位保持装置 1購入基準 ウ基本価格 表中の採寸欄採型欄の項目名称 採型 ⇌ 採寸

P79 座位保持装置 工製作要素価格(工)付属品【No1】支持部カバー備考欄 2,650円(誤)→2,600円(正)

2018/10/01 訂正

P90 車椅子 3修理基準【No1】クッション交換価格 4,000円(誤)→4,090円(正)

P91 車椅子 3修理基準【No2】フレーム(サイドベース交換価格 22,100円(誤)→10,700円(正)

2018/11/06 訂正

P79 座位保持装置 工製作要素価格(工)付属品【No1】支持部カバー備考欄 正誤訂正の間違 2,600円(誤)→2,650円(正)

2018/11/26 訂正

P30 I 義手(2)義肢-骨格構造義手 3修理基準 力耐用年数 ターンテーブル未掲載→3年で掲載

2019/05/30 訂正

P68 III装具(3)装具 D(工)上肢装具 イ採型区分 Pdf版資料の図版表示不良を改善しました。

補装具製作要素(購入・借受け・修理)基準表 目次

1 購入基準			II 義足(殻構造)	
(1) 殼構造義肢	5	～	9	
ア 基本工作法	10			
(2) 骨格構造義肢	11			
ア 基本工作法 □	12			
2 借受け基準(新設)	13			
I 義手(殻構造)			(1) 殼構造義足	
(1) 殼構造義手	15		イ 採型区分	32
イ 採型区分	15		ウ 基本価格	32
ウ 基本価格	15		エ 製作要素価格	
エ 製作要素価格			(ア) ソケット	33
(ア) ソケット	16		(イ) ソフトインサート	34
(イ) ソフトインサート	17		(ウ) 支持部	35
(ウ) 支持部	17		(エ) 義足懸垂用部品	35
(エ) 義手用ハーネス	18		(オ) 外装	36
(オ) 外装	18		オ 製作要素価格 別巻参照	36
2 借受け基準(新設)	19		2 借受け基準(新設)	37
3 修理基準	20		3 修理基準	38
ア ソケットの交換			ア ソケットの交換	
(ア) 基本価格及び複製価格	20		(ア) 基本価格及び複製価格	38
(イ) ソケットの価格	21		(イ) ソケットの価格	39
イ ソフトインサートの交換	21		イ ソフトインサートの交換	39
ウ 支持部の交換	22		ウ 支持部の交換	40
エ 義手用ハーネスの交換	22		エ 義足懸垂用部品の交換	40
1の(1)のエの(エ)	22		1の(1)のエの(エ)	40
オ 外装の交換	23		オ 外装の交換	41
カ 完成用部品の交換			カ 完成用部品の交換	
(ア) アライメント調整を必要とするもの	23		(ア) アライメント調整を必要とするもの	41
(イ) アライメント調整を必要としないもの	23		(イ) アライメント調整を必要としないもの	41
耐用年数			耐用年数	
(ア) 義肢本体	24		(ア) 義肢本体	42
(イ) 完成用部品	24		(イ) 完成用部品	42
使用年数	24		キ 使用年数	42
I 義手(骨格構造)			II 義足(骨格構造)	
(2) 骨格構造義手	25		(2) 骨格構造義足	
イ 採型区分	25		イ 採型区分	43
ウ 基本価格	25		ウ 基本価格	43
エ 製作要素価格			エ 製作要素価格	
(ア) ソケット	25		(ア) ソケット	44
(イ) ソフトインサート	26		(イ) ソフトインサート	44
(ウ) 支持部	26		(ウ) 支持部	45
(エ) 義手用ハーネス	26		(エ) 義足懸垂用部品	45
(オ) 外装	26		(オ) 外装	45
オ 完成用部品 別巻参照	26		オ 完成用部品 別巻参照	45
2 借受け基準(新設)	27		2 借受け基準(新設)	46
3 修理基準			3 修理基準	47
ア ソケットの交換			ア ソケットの交換	
(ア) 基本価格及び複製価格	28		(ア) 基本価格及び複製価格	47
(イ) ソケットの価格	28		(イ) ソケットの価格	48
イ ソフトインサートの交換	29		イ ソフトインサートの交換	48
ウ 支持部の交換	29		ウ 支持部の交換	49
エ 義手用ハーネスの交換	29		エ 義足懸垂用部品の交換	49
1の(2)のエの(エ)	29		1の(2)のエの(エ)	49
オ 外装の交換	30		オ 外装の交換	49
カ 耐用年数	30		カ 耐用年数	50
キ 使用年数	30		キ 使用年数	50

III装具	
1 購入基準	53 ~ 58
ア 基本工作法	59
A (ア) 下肢装具	
イ 採型区分	60
ウ 基本価格	60
エ 製作要素価格	
a 繼 手	61
b 支持部	61
c その他加算要素	62
d 先天性股脱装具用の加工要素	62
B (イ) 靴型装具	
イ 採型区分	63
ウ 基本価格	63
エ 製作要素価格	
a 製作要素	
(a) 患 足	63
(b) 健 足	63
b 付属品等の加算要素	64
C (ウ) 体幹装具	
イ 採型区分	65
ウ 基本価格	65
エ 製作要素価格	
a 支持部	66
b その他加算要素	67
D (エ) 上肢装具	
イ 採型区分	68
ウ 基本価格	68
エ 製作要素価格	
a 繼 手	69
b 支持部	70
c その他加算要素	71
オ 完成用部品 別巻参照	71
2 借受け基準(新設)	72
3 修理基準	
(3) 装 具	73
力 耐用年数	
(ア) 装具本体	74
(イ) 完成用部品	75
キ 使用年数	75

IV座位保持装置	
1 購入基準	
(4) 座位保持装置	77
ア 基本工作法	77
イ 身体部位区分	77
ウ 基本価格	78
エ 製作要素価格	
(ア) 支持部	78
(イ) 支持部の連結	78
(ウ) 構造フレーム	79
(エ) 付属品	79 ~ 80
(オ) 調整機構	80
オ 完成用部品 別巻参照	
2 借受け基準(新設)	81
3 修理基準	82

Vその他	
盲人安全つえ	
1 購入基準	84
3 修理基準	84
義眼	
1 購入基準	85
眼鏡	
1 購入基準	85
3 修理基準	85
補聴器	
1 購入基準	86
3 修理基準	87 ~ 88
車椅子	
1 購入基準	89 ~ 90
3 修理基準	90 ~ 92
電動車椅子	
1 購入基準	93
3 修理基準	94 ~ 97
座位保持椅子	
1 購入基準	98
2 借受け基準(新設)	98
起立保持具	
1 購入基準	98
歩行器	
1 購入基準	99
2 借受け基準(新設)	99
3 修理基準	99
頭部保持具	
1 購入基準	100
排便補助具	
1 購入基準	100
歩行補助つえ	
1 購入基準	101
3 修理基準	101
重度障害者用意思伝達装置	
1 購入基準	102
2 借受け基準(新設)	103
3 修理基準	104

※ 前年度との変更点(価格・名称等)及び新たに追加された部品は赤文字で記載しています。

購 入 基 準 (義肢)

1 購入基準

(1) 義肢-殻構造義肢

名 称	型 式	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考
肩 繙 手	装 飾 用	肩継手は、可動で外転式、屈曲-伸展式又は複合運動式とし、衣服の損耗を防ぐために突起部のないよう留意すること。 ハーネス（胸郭帯）は、義手を肩部によく落ち着かせるようその取付位置を注意して選び、着脱に便利な構造とすること。 その他は上腕義手装飾用と同じ。	イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
		肩継手は、必要に応じ固定できること。 その他は上腕義手作業用と同じ。		
	能動式普通用	肩継手は、装飾用と同じ。 コントロールケーブルの取り付けにはその位置に留意し、コントロールケーブルに引張力が働くとき肩継手が動かぬようにすること。外観を良くするため、肩幅の復元に留意すること。 その他は上腕義手能動式と同じ。		
		手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。		
	能動式肩甲鎖骨切除用	ソケットの支持性を増すため、反対側の肩部までソケット後壁部を延長する等特別の配慮が必要であるとともに、疼痛、不快感のないよう適合に留意すること。 肩吊りバンドの工作に際しては、反対側の肩運動を有効に利用するため運動量增幅機構等を用い、コントロールケーブルのアライメントに際しては、機能の向上に特に留意すること。その他は能動式普通用と同じ。		
		手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。		
	上腕義手	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに安定性の確保に留意し、残存運動力を有効に伝えなければならないこと。 肩吊りバンドは、使用中容易に変形しない織物を用い、腋窩部に不快感、疼痛、皮膚の損傷を生じないよう留意すること。		
		ソケットの工作及び幹部の取付けに際しては、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃に耐えられるよう留意し、信頼性を高めること。その他は装飾用と同じ。		
	能動式	アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性、運動の伝達性を確保するとともにトータルコンタクト（全面接触型）を原則とすること。 コントロールケーブル（伝達索）は、可撓性の大きい滑らかな鋼製ケーブル又はナイロン単纖維をハウジング（ケーブル鞘）とともに用い、摩擦によるケーブルの損耗と力の伝達効率の低下を防ぐこと。 肩吊りバンドは、肘継手、手部の作動力源で、その適合はコントロールケーブルのアライメントとともに義手の機能を左右することから適合と取付けに細心の注意を払い、また、腋窩部を過度に圧迫しないこと。 肘継手及び手部は、繰返し使用に対し機能の低下を来たさず信頼性の高いものであること。		

1 購入基準
(1)義肢-殻構造義肢

1 購入基準

(1)義肢-殻構造義肢

名 称	型 式	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考
上腕義手	能動式 フック型 手 部 付	手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。 その他はハンド型手部付と同じ。		
肘義手	装 飾 用	上腕義手装飾と同じ。	イの採型区分によるウの基本価格に工及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
	作 業 用	幹部は、作業種目を考慮したものとすること。 その他は上腕義手作業用と同じ。		
	能 動 式	上腕義手能動式と同じ。		
前腕義手	装 飾 用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に注意し、装着感の良くするとともに残存運動力を有効に伝えるよう注意すること。 切断面に回旋能力が残っていない場合には、手継手部で回旋できることが必要であること。		
	作 業 用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 必要に応じて上腕カフ（締革）にハーネスを付けること。 ソケット、幹部及び肘継手は、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃荷重に耐えられるよう材質及び工作法を十分吟味すること。		
	能動式 長ハ 断 端 ド 用 型	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、切断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感の良くするため、採型に細心の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則とすること。 <ul style="list-style-type: none">長断端用には、前腕の回内外運動ができるだけ良く伝えるようにソケット先端部の適合に留意すること。中断端用には、肘の屈曲 - 伸展運動を忠実に伝えるとともに、135°の屈曲を妨げることのないよう留意すること。短断端用には、ソケット及び前腕部が個別に動く構造、いわゆるスプリットソケット構造とし、屈曲時に切断端の脱落を防止するため、ソケットは肘頭まで包含する構造とすること。		
		コントロールケーブルは、可撓性の大きい平滑らかな鋼製ケーブル又はナイロン単纖維をハウジングとともに用い、ケーブルの摩擦を少なくするとともに、摩擦によるケーブルの損傷を極力少なくすること。 肩吊りバンドの適合及びアライメントは、コントロールケーブルのアライメントとともに能動義手の機能を左右することから、適合と取付けには特に留意し、腋輪は、腋窩部の疼痛、不快感、皮膚の損傷を生じないよう適切な保護用被覆を行うこと。		
		前腕義手装飾用と同じ。		
		前腕義手作業用と同じ。		
		前腕義手能動式長断端用と同じ。		
手義手	装 飾 用	前腕義手装飾用と同じ。		
	作 業 用	前腕義手作業用と同じ。		
	能 動 式	前腕義手能動式長断端用と同じ。		

1 購入基準
(1) 義肢-殻構造義肢

1 購入基準

(1) 義肢-殻構造義肢

名 称	型 式	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考
手部義手	装 飾 用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 手袋型とすること。	イの採型区分によるウの基本価格に工及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
	作 業 用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 手部又は前腕部に固定できるようにすること。 手部には、作業に必要な装置を付けること。		
手指義手	装 飾 用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し組み合わせて製作すること。 キャップ式又は手袋型のいずれかによること。		
	作 業 用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 指部は、作業に適するよう形成すること。		
股義足	常 用	普 通	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、装着感を良くするとともに完全に適合し、かつ、腸骨稜まで収納することにより、義足を懸垂するようにすること。革ソケットの場合は、ソケットの内側を牛クロム革で内張りすること。 回転台付の場合、皮革絞りのソケットは、変形防止のため帶銅で補強枠を組み、取り付けること。 大腿部及び下腿部は、木製内部の水分を一定に保つための配慮を必要とすること。 アルミニウム合金の場合には、防蝕処理を施すこと。 運動部分の継手については、防音と減摩に十分留意すること。	大腿短断端を含む
		カ ナ ダ 式	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、義足の懸垂、体重支持及び運動性を確保すること。 歩容に重要な影響を及ぼすので、アライメントは特に精密に決定すること。 アライメントカップリング（軸位調整装置）を用いて必ず試歩行を行うこと。 両脚の歩長をそろえるため、股屈曲角制限装置を取り付けること。	
	作 業 用		耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は足部を除き、常用普通と同じ。	
大腿義足	常 用		アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、装着感、体重支持及び運動性を良くするため、適合に留意し四辺型ソケットとすること。 ソフトインサートは、皮革、軟性発泡樹脂等のいずれでもよいこと。ただし、状況に応じてソフトインサートを省いてもよいこと。 アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。	

1 購入基準
(1) 義肢-殻構造義肢

1 購入基準

(1) 義肢-殻構造義肢

名 称	型 式	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考
大腿義足	吸 着 式 常 用	<p>アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、切断端の解剖、生理学的特性に適合した最適形状と軽度の圧迫によって、体重支持、懸垂力を生じるので、適合には特に留意し、装着感、切断端の変色、肉の盛り上がり、坐骨結節の位置等を、十分吟味すること。</p> <p>義足の組立てに際しては、試歩行により装着感、安定性及び運動性を確保するための歩行分析を行い、ソケット適合の場合の修正、アライメントの調整を行い、正常歩行に近づけるよう努めること。</p> <p>膝継手の運動を制御するためのブレーキ装置は、その機能が確実で信頼性のあるものを用い、使用中の緩み、かじりつきのないものを用いること。</p> <p>切断端の状況に応じて、懸垂補助、歩容の改善のため、シレジアバンド（懸垂帯）を用いてもよいこと。</p> <p>S A C H足部は、体重、健肢の足の寸法、常用する履物、装着者の活動性を考慮して、適切な寸法、性状で、かつ、信頼性の高いものを使用すること。</p> <p>切断端の状況の許す限り、トータルコンタクトを原則とし、やむを得ない場合には切断端末部に空気室を設けてもよいこと。</p>	<p>イの採型区分によるウの基本価格に工及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。</p>	差込吸着式を含む。
	作 業 用	耐水性及び防蝕性を与えるよう留意するとともに、十分な強度をもたせること。 その他は常用と同じ。		
膝 義 足	常 用	<p>アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットの適合には綿密な注意を払い、装着感を良くするとともに運動性を確保すること。</p> <p>ソフトインサートは、必ずしも必要としないが、断端末支持には断端末受を入れること。</p> <p>下腿部に強化プラスチックを用いる場合は、変形を防止するよう十分留意すること。</p> <p>膝継手が遊動式の場合には、膝関節の運動をコントロールする構造又は装置を必要とするほか、防音、運動部の減摩に留意すること。</p> <p>膝継手は、衣類の損耗を防止するため皮革で包むこと。</p>		
	作 業 用	耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は足部を除き、常用に同じ。		
下腿義足	常 用	<p>アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、体重支持と義足の運動性のため、採型に特に留意すること。</p> <p>膝継手軸の取付位置は、椅子時の快さ、歩行時のピストン運動及び遊脚時の義足の動きに重大な影響を与えるので、入念にその位置を決定すること。</p> <p>アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。</p> <p>大腿もも締めの筋金は、歩容、義足の懸垂及び安定性に影響があるので、筋金のくせとり、長さの決定並びにもも締革の製作及び取付けには十分な配慮が必要であること。</p>		サイム切断を含む。
	P T B 式	<p>アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、体重支持、安定性及び運動性を良くするため、適合に留意し、アライメントカップリング（軸位調整装置）を用いて試歩行を行った上で組み立てること。</p> <p>綿密な適合によってソケットのみを用い、ソフトインサートを省いてもよいこと。その場合、切断端末部はクッション材で支持すること。外装は、強化</p>		

1 購入基準
(1) 義肢-殻構造義肢

1 購入基準

(1) 義肢-殻構造義肢

名 称	型 式	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考
下腿義足	常 用	P T B 式 膝カフを皮革で作る場合には、使用中に懸垂バンドが伸びるのを防止するため、表革と裏打との間に伸びないベルト等をはさむこと。 膝継手金具及び大腿もも締革は、用いないことを原則とするが、切断端の状況によりやむを得ない場合は、膝継手金具又は大腿もも締革を用いてもよいこと。適合判定は、試歩行の段階及び義足完成時にを行うこと。	イの採型区分によるウの基本価格に工及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
		P T S 式 ソケット上部の適合には、細心の注意を払い、特に膝関節付近の解剖学的構造によく合わせることによって義足を懸垂させること。 採型後ギプスソケットによって適合をよく吟味、修正すること。 その他はP T B式と同じ。		
		K B M 式 義足の懸垂は、内顆部の解剖学的構造によく適合したくさび又はF A J A Lの方法によって行われ、膝蓋骨部は露出するため、特に採型時及び仮合わせ時の適合は、綿密に吟味すること。 膝蓋靭帯より上部のソケットは、左右方向に変形しやすいものとなる傾向があるので、ソケット形成に際しては、補強材の種類、量、樹脂の強度を十分吟味して、強度、剛性を減少させぬよう留意すること。 その他はP T S式と同じ。		
	作 業 用	耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は常用普通と同じ。		
果 義 足		アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 義足の懸垂は、切断端の形状を利用し、ソケットを切断端に固定することによって行われるので、適合に十分留意すること。 足部は、遊動足部又はS A C H足部の構造特性を利用したものとすること。 特にソケットと足部との結合部の強度を保つように留意すること。		ピロゴフ切断を含む。
足根中足 義足	鋼 板 入 り	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 切断端の骨突出部を損傷しないようソケットの適合とソケット構造に特に留意すること。 足底は、鋼板、ゴムベルト等を挿入して弾性と強度を持たせること。 足の形態の復元のため、スポンジで形成し、足底は牛なめし革を張り付けること。		
	足 袋 型	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 足底は、ゴムベルトを入れ足部の変形を防止し、かつ、耐久性を増加すること。 断端から踵までを包み足袋型とすること。 締付けは、前後いずれでもよいこと。 足部は、牛なめし革を張り付けること。		
足指義足		アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 踵部にゴムバンドで引き掛け、又は足袋型にし、足部を包んで装着できること。		

(注) 1. 義手の作業用に付ける手先用具は、3個を範囲として必要な数だけオの完成用部品を加えること。

2. 手先用具の取付部は、ピン固定法又は溝固定法により、太さは9mmとすること。
3. 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。
4. 障害者の殻構造義肢の耐久年数は、力の耐用年数によるものとすること。
5. 障害児の殻構造義肢の使用年数は、キの使用年数によるものとすること。

1 購入基準

ア 基本工作法

工 程	
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取り出し並びに陽性モデルの修正
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(カ) ソケットの製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAバックの被覆、樹脂注型、取り外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) 組 立 て	義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 義足：アライメントカップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ) 仮 合 わ せ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントカップリングの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、ストッキネットの被覆及びラミネーション 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

1 購入基準

(2) 義肢-骨格構造義肢 ア基本工作法

1 購入基準

(2) 義肢-骨格構造義肢

名 称	型 式	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考
肩 繙 手	装 飾 用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、容易に脱着できるように製作すること。	イの採型区分によるウの基本価格に工及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。	
上腕義手	装 飾 用	肩義手と同じ		
前腕義手	装 飾 用	肩義手と同じ		
股 義 足	カ ナ ダ 式	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、一体的又は膝上下分離式及び軟性又は硬性の選択を行い、容易に脱着できるように製作すること。	片側骨盤切斷用を含むものであること。	
大腿義足	差 込 式	股義足と同じ		キャップシフト（短断端切斷用）を含むものであること。 吸着式には、差込吸着式を含むものであること。
	吸 着 式	股義足と同じ		
膝 義 足	常 用	アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。	サイム義足を含むものであること。ただし、この場合外形カバーは加算できないこと。	
下腿義足	P T B 式	膝義足と同じ		
	P T S 式	膝義足と同じ		
	K B M 式	膝義足と同じ		
	長 断 端 用	膝義足と同じ		

- (注) 1. 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を附加することがあること。
2. 障害者の骨格構造義肢の材料・部品の耐用年数は、力の耐用年数によるものとすること。
3. 障害児の骨格構造義肢の材料・部品の使用年数は、キの使用年数によるものとすること。
4. 肩義手、上腕義手及び前腕義手については、6歳以上を対象とするものに限ること。

(2) 義肢-骨格構造義肢

ア 基本工作法

工 程	
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型及び順型、陽性モデルの注型及び取り出し並びに陽性モデルの修正
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) 陽性モデルの製作	チェックソケットへのギプスの注型、陽性モデルの修正、表面仕上げ及び乾燥
(カ) ソケットの製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAバックの被覆、樹脂注型、型外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) 組 立 て	義手：継手等各部の組合せ及び結合並びにハーネスの取付け 義足：アライメントカップリングの取付け、ベンチアライメントの設定、各部の組合せ及び結合、懸垂装置の取付け並びに角度調整
(ケ) 仮 合 わ せ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：フォームラバーの穴掘り及び外形の研削、ストッキネットの被覆 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(サ) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

2 借受け基準(新設)
(1)義肢、装具及び座位保持装置
の完成用部品

2 借受け基準 【新規】

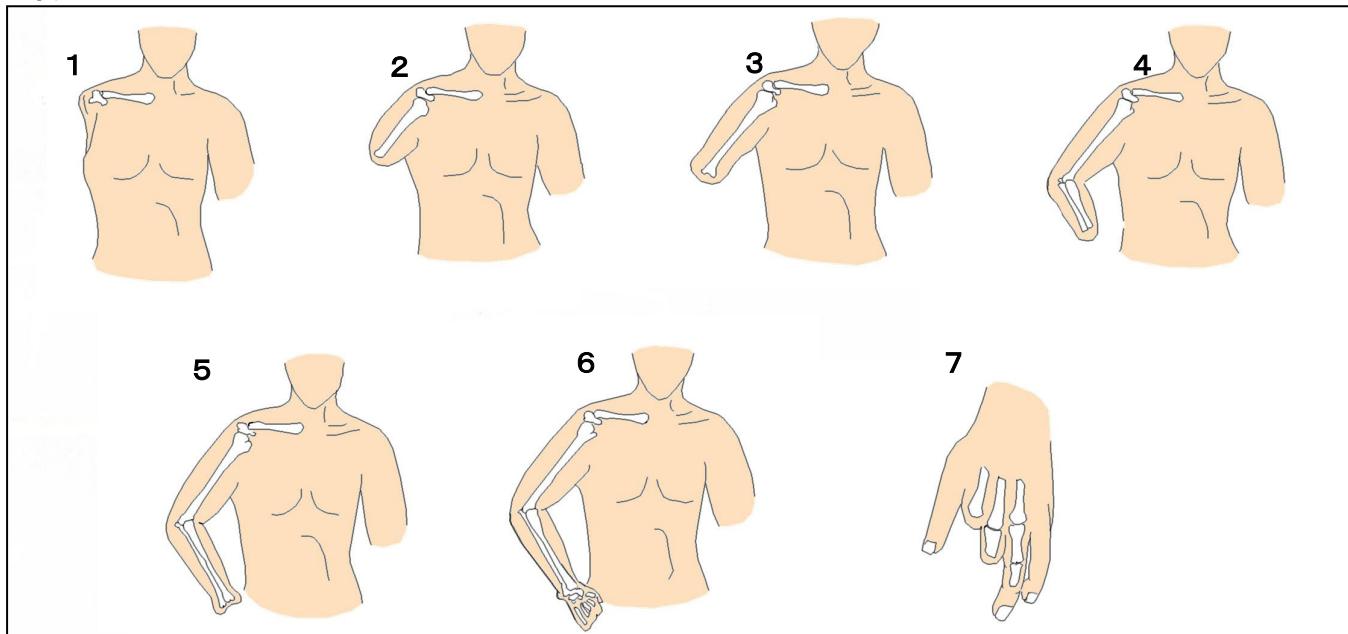
(1) 義肢、装具及び座位保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品及び座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

I 義 手

イ 採型区分

A 義手



ウ 基本価格

名 称	採型区分	形 式	価 格(円)	備 考
義 手 用	A - 1	装 飾 用	34,200	肩甲胸郭間切断用は、13,700円増しとすること。
		作 業 用	34,200	
		能 動 式	45,500	
	A - 2	装 飾 用	36,300	吸着式は、26,300円増しとすること。
		作 業 用	36,300	
		能 動 式	42,600	
	A - 3	装 飾 用	33,100	吸着式は、26,300円増しとすること。
		作 業 用	33,100	
		能 動 式	38,300	
	A - 4	装 飾 用	32,100	顆上懸垂式は、13,100円増しとすること。
		作 業 用	32,100	スプリットソケットは、19,700円増しとすること。
		能 動 式	33,700	
	A - 5	装 飾 用	29,100	
		作 業 用	29,100	
		能 動 式	33,100	
	A - 6	装 飾 用	11,200	
		作 業 用	11,200	
		能 動 式	16,800	
	A - 7	装 飾 用	8,900	
		作 業 用	13,000	

- (注) 1. 顆上懸垂式は、ミンスター式及びノースウェスタン式とすること。
 2. ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、45,400円加算できること。
 3. 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを用いる場合は、8,150円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記の2との併用加算はできないこと。

工 製作要素価格

(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格(円)	備 考
義 手 用	A - 1	アルミニウム、セルロイド	11,000	
		皮 革	9,000	
		熱硬化性樹脂	20,200	
		熱可塑性樹脂	5,150	
	A - 2	アルミニウム、セルロイド	9,750	
		皮 革	11,800	
		熱硬化性樹脂	13,900	
		熱可塑性樹脂	6,650	
	A - 3	アルミニウム、セルロイド	9,750	
		皮 革	12,800	
		熱硬化性樹脂	13,900	
		熱可塑性樹脂	4,750	
	A - 4	アルミニウム、セルロイド	8,550	
		皮 革	11,700	
		熱硬化性樹脂	13,600	
		熱可塑性樹脂	4,700	
	A - 5	アルミニウム、セルロイド	10,300	
		皮 革	8,850	
		熱硬化性樹脂	12,900	
		熱可塑性樹脂	6,700	
	A - 6	アルミニウム、セルロイド	8,350	
		皮 革	8,600	
		熱硬化性樹脂	10,500	
		熱可塑性樹脂	6,500	
	A - 7	皮 革	3,900	
		熱硬化性樹脂	3,950	
		熱可塑性樹脂	3,350	

I 義手 (1) 義肢一殻構造義手
工 製作要素価格
(イ) ソフトインサート (ウ) 支持部

工 製作要素価格

(イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格(円)	備 考
義 手 用	A - 1	皮 革	4,500	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,650	
	A - 2	皮 革	3,950	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,350	
	A - 3	皮 革	3,950	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,350	
	A - 4	皮 革	3,800	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,350	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,100	
	A - 5	皮 革	3,800	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,350	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,100	

(注) 1. 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。

2. ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

(ウ) 支持部

名 称	形 式	部 位	使 用 材 料	価 格(円)	備 考
義 手 用	装飾用 能動式	肩 部		8,450	
		上 腕 部	アルミニウム、セルロイド	7,600	
			熱硬化性樹脂	23,600	
	前 腕 部	アルミニウム、セルロイド		9,650	
			熱硬化性樹脂	19,400	
	作業用	上 腕 部		7,600	肩義手用及び上腕義手用に幹部 を使用する場合に限ること。
		前 腕 部		9,650	前腕義手用に幹部を使用する場 合に限ること。

(注) 1. 義手用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装の価格を加算すること。

2. 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合、9,000円増しとすること。

3. 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。

I 義手 (1)義肢一殻構造義手
工製作要素価格
(工)義手用ハーネス (才)外装
才完成用部品

工 製作要素価格

(工) 義手用ハーネス

区分	名称	使用材料	価格(円)	備考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	21,300	
		肩たすき一式	10,700	
	上腕義手用	胸郭バンド用上腕ハーネス一式	21,100	
		肩たすき一式	10,700	
		8字ハーネス一式	9,750	
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス一式	18,000	
		8字ハーネス一式	7,850	
		9字ハーネス一式	5,050	
		たわみ式肘継手 (一組)	2,450	
		前方支持バンド	2,450	
		上腕カフ (三頭筋パッド)	5,100	

- (注) 1. 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
2. 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。

(才) 外装

名称	外装部位	使用材料	価格(円)	備考
義手用	肩 部	皮 革	5,600	
		プラスチック	15,200	
		塗 装	2,000	
	上 腕 部	皮 革	5,700	
		プラスチック	14,800	
		塗 装	1,750	
	前 腕 部	皮 革	5,600	
		プラスチック	11,600	
		塗 装	1,850	

才 完成用部品

(完成用部品の一覧は巻末の「才 完成用部品」の殻構造義手を参照

2 借受け基準 【新設】

(1) 義肢、装具及び座位保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品及び座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

I 義手 (1)義肢一殻構造義手
3 修理基準
ア ソケットの交換
(ア)基本価格及び複製価格

3 修理基準

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	1の(1)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	1の(1)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネスの交換	交換した義手用ハーネスの価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	2の(1)のカに掲げる基本価格に、1の(1)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,150円をもって修理価格とすること。

(注) 1. アまたはウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(1)のオに掲げる額を加算することができること。
 2. ア、ウ及びカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができること。

ア ソケットの交換

(ア) 基本価格及び複製価格

名 称	採型区分	形 式	価 格(円)		備 考
			基本価格	複製価格	
義 手 用	A - 1	装 飾 用	39,100	24,200	肩甲胸郭間切断用は、13,700円増しとすること。
		作 業 用	39,100	24,200	
		能 動 式	50,100	33,000	
	A - 2	装 飾 用	41,400	27,500	吸着式は、26,200円増しとすること。
		作 業 用	41,400	27,500	
		能 動 式	47,600	30,800	
	A - 3	装 飾 用	39,100	25,000	吸着式は、26,200円増しとすること。
		作 業 用	39,100	25,000	
		能 動 式	44,200	28,400	
	A - 4	装 飾 用	40,200	22,300	顆上懸垂式は、13,100円増しとすること。
		作 業 用	40,200	22,300	
		能 動 式	41,700	24,600	スプリットソケットは、19,700円増しとすること。

(注) 1. 顆上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式すること。
 2. ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、45,300円加算できること。
 3. 座骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,150円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

ア ソケットの交換

(イ) ソケットの価格

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格(円)	備 考
義 手 用	A - 1	アルミニウム、セルロイド	11,000	
		皮 革	9,000	
		熱硬化性樹脂	20,200	
		熱可塑性樹脂	5,150	
	A - 2	アルミニウム、セルロイド	9,700	
		皮 革	11,800	
		熱硬化性樹脂	13,900	
		熱可塑性樹脂	6,650	
	A - 3	アルミニウム、セルロイド	9,700	
		皮 革	12,800	
		熱硬化性樹脂	13,900	
		熱可塑性樹脂	4,750	
	A - 4	アルミニウム、セルロイド	8,550	
		皮 革	11,700	
		熱硬化性樹脂	13,500	
		熱可塑性樹脂	4,650	

イ ソフトインサートの交換

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格(円)		備 考
			ソケット交換に付随する場合	単独の場合	
義 手 用	A - 1	皮 革	4,500	11,600	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,500	15,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,650	19,100	
	A - 2	皮 革	3,950	10,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,400	14,900	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,350	16,500	
	A - 3	皮 革	3,950	10,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,400	14,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,350	16,400	
	A - 4	皮 革	3,800	9,600	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,350	13,700	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,050	15,700	
	A - 5	皮 革	3,800	9,950	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,350	14,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,050	17,000	

(注) 1. 軟性発泡樹脂とは、P E ライト及びスポンジであること。

2. ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

I 義手 (1)義肢一殻構造義手

3 修理基準

ウ 支持部の交換

エ 義手用ハーネスの交換

1の(1)のエの(エ)

ウ 支持部の交換

名 称	形 式	部 位	使 用 材 料	価 格(円)	備 考
義 手 用	装 飾 用 能 動 式	肩 部		8,450	
		上 腕 部	アルミニウム、セルロイド	7,550	
			熱硬化性樹脂	23,300	
		前 腕 部	アルミニウム、セルロイド	9,650	
			熱硬化性樹脂	19,300	
	作 業 用	上 腕 部		7,550	肩義手用及び上腕義手用に幹部 を使用する場合に限ること。
		前 腕 部		9,650	前腕義手用に幹部を使用する場 合に限ること。

- (注) 1. 義手用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装の価格を加えること。
 2. 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う
場合は、9,000円増しとすること。
 3. 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。
 4. 支持部の長さ及び高さ修正を行う場合は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。
 ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。
 5. ブロック継手交換は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行
う場合は、外装交換の額を加算することができること。
 6. ソケット交換を行う場合は、取り外す部位の使用材料の額を加算することができること。

エ 義手用ハーネスの交換

区分	交 換 部 品	基本価格(円)	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	一 式 交 换	4,400	
	美 錠 締 革 交 换	1,700	
	美 錠 留 革 交 换	1,750	
	た わみ 式 肘 継 手 交 换	1,650	
	前 方 支 持 バ ン ド 交 换	1,650	
	上 腕 カ フ (三頭筋パッド)	3,150	

- (注) 1. 義手用ハーネスの交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(1)のエの(エ)に掲げる額を加算したもの
とすること。ただし、1の(1)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とす
ること。
 2. 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

1の(1)のエの(エ)

区 分	名 称	使 用 材 料	価 格(円)	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	21,300	
		肩たすき一式	10,700	
	上腕義手用	胸郭バンド式上腕ハーネス一式	21,100	
		肩たすき一式	10,700	
		8字ハーネス一式	9,750	
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス一式	18,000	
		8字ハーネス一式	7,850	
		9字ハーネス一式	5,050	
		たわみ式継手 (一組)	2,450	
		前方支持バンド	2,450	
		上腕カフ (三頭筋パッド)	5,100	

- (注) 1. 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
 2. 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。

才 外装の交換

名 称	外 装 部 位	使 用 材 料	価 格(円)	備 考
義 手 用	肩 部	皮 革	6,700	
		プラスチック	18,900	
		塗 装	3,950	
	上 腕 部	皮 革	7,200	
		プラスチック	18,900	
		塗 装	3,950	
	前 腕 部	皮 革	7,200	
		プラスチック	15,200	
		塗 装	3,950	

力 完成用部品の交換

(ア) アライメント調整を必要とするもの

名 称	交 换 部 品	基本価格(円)	備 考
義 手 用	肩 繼 手 部 品	15,900	
	肘 繼 手 部 品	9,500	
	手 繼 手 部 品	3,600	
溶 接		9,350	価格は、1か所あたりのものであること。

(注) 1. 筋金交換は、右又は左の一側を1単位とすること。
2. ブロック継手交換は、ウの支持部交換に定めるところによるものとすること。

(イ) アライメント調整を必要としないもの

名 称	交 换 部 品	基本価格(円)	備 考
義 手 用	肩 繼 手 部 品	4,400	
	肘 ブ ロ ッ ク 継 手 部 品	5,900	
	肘 筋 金 部 品	3,350	
	手 繼 手 部 品	3,200	
	手 先 具 部 品	2,700	
	コントロールケーブル 部品	2,800	
溶 接		1,900	価格は、1か所あたりのものであること。

(注) 1. 本表の部品交換については、ネジ等の交換は適用できないものとすること。
2. 部品交換の基本価格に、外装の額を加算することができないものとすること。

耐用年数

(ア) 義肢本体

区分	名称	形式	耐用年数(年)	備考
義手	上腕義手	装飾用	4	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
		作業用	3	
		能動式	3	
	肩義手	装飾用	4	
		作業用	3	
		能動式	3	
	肘義手		3	
	前腕義手		3	
	手義手		3	
	手部義手	装飾用	1	
		作業用	2	
	手指義手	装飾用	1	
		作業用	2	

(イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数(年)	備考
継手類	3	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
リストメタル	3	
手部	1	
手袋	1	
その他の小部品(消耗品)	1	

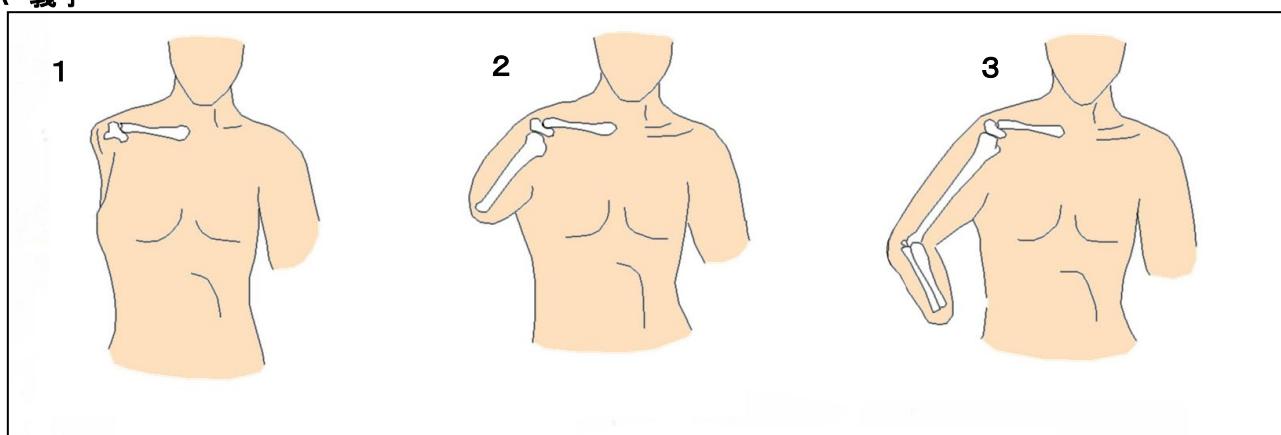
使用年数

年齢	使用年数		
0歳	4ヶ月		使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
1~2歳	6ヶ月		
3~5歳	10ヶ月		
6~14歳	1年		
15~17歳	1年6ヶ月	次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 1 義肢本体のうち「手部義手」の「装飾用」、「手指義手」の「装飾用」 2 完成用部品のうち「手部(手袋以外の手先具)」及び「手袋」 3 完成用部品を構成する「小部品(消耗品)」	

備考

- 本表の価格は医師の採型技術料を含まないものであること。
- 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

イ 採型区分
 A 義手



ウ 基本価格

名 称	採型区分	形 式	価 格(円)	備 考
義 手 用	A - 1	装 飾 用	34,200	肩甲胸郭間切断用は、13,700円増しとすること。
	A - 2	装 飾 用	36,300	吸着式は、26,300円増しとすること。
	A - 3	装 飾 用	32,100	顆上懸垂式は、13,100円増しとすること。 スプリットソケットは、19,700円増しとすること。

(注) 1. 顆上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式すること。
 2. ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、45,400円加算できること。
 3. 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,150円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記の2との併用加算はできないこと。

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格(円)	
義 手 用	A - 1	アルミニウム、セルロイド	11,000	
		皮 革	9,000	
		熱硬化性樹脂	20,200	
		熱可塑性樹脂	5,150	
	A - 2	アルミニウム、セルロイド	9,750	
		皮 革	11,800	
		熱硬化性樹脂	13,900	
		熱可塑性樹脂	6,650	
	A - 3	アルミニウム、セルロイド	8,550	
		皮 革	11,700	
		熱硬化性樹脂	13,600	
		熱可塑性樹脂	4,700	

工 製作要素価格

I 義手 (2) 義肢一骨格造義手
工製作要素価格
(イ) ソフトインサート (ウ) 支持部
(エ) 義手用ハーネス (オ) 外装
才完成用部品

(イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格(円)	
義 手 用	A - 1	皮 革	4,500	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,650	
	A - 2	皮 革	3,950	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,350	
	A - 3	皮 革	3,800	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,350	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,100	

(注) 1. 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。

2. ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

(ウ) 支持部

名 称	価 格(円)	備 考
肩 義 手 用	13,600	
上 腕 義 手 用	10,800	
前 腕 義 手 用	10,700	

(注) 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,950円増しとすること。

(エ) 義手用ハーネス

区 分	名 称	使 用 材 料	価 格(円)	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	21,200	
		肩たすき一式	10,700	
	上腕義手用	胸郭バンド式上腕ハーネス一式	21,000	
		肩たすき一式	10,700	
		8字ハーネス一式	9,750	
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス一式	17,900	
		8字ハーネス一式	7,850	
		9字ハーネス一式	5,050	
		上腕カフ (三頭筋パッド)	5,100	

(注) 1. 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
2. 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。

(オ) 外 装

名 称	価 格(円)	備 考
肩 義 手 用	10,800	
上 腕 義 手 用	8,550	
前 腕 義 手 用	7,600	

才 完成用部品

(完成用部品の一覧は巻末の「才 完成用部品」の骨格構造義手を参照

2 借受け基準 【新設】

(1) 義肢、装具及び座位保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品及び座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

I 義手 (2) 義肢一骨格造義手
 3修理基準 ア ソケットの交換
 (ア)基本価格及び複製価格
 (イ)ソケットの価格

3 修理基準

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	1の(2)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	1の(2)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネスの交換	交換した義手用ハーネスの価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格に1の(2)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに1の(2)のカに掲げる額に、2,550円を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、ストッキネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、断端袋、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、1の(2)のカに掲げる額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,150円をもって修理価格とすること。

- (注) 1. アまたはウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(2)のオに掲げる額を加算することができる。
 2. ア、ウ及びカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができる。
 3. 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。

ア ソケットの交換

(ア) 基本価格及び複製価格

名 称	採型区分	形 式	価 格(円)		備 考
			基本価格	複製価格	
義 手 用	A - 1	装 飾 用	39,100	24,200	肩甲胸郭間切断用は、13,700円増しとすること。
	A - 2	装 飾 用	41,400	27,500	吸着式は、26,200円増しとすること。
	A - 3	装 飾 用	40,200	22,300	顆上支持式は、13,100円増しとすること。 スプリットソケットは、19,700円増しとすること。

- (注) 1. 顆上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。
 2. ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基準価格に限り、45,300円加算できること。
 3. 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,150円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

ア ソケットの交換

(イ) ソケットの価格

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格(円)	備 考
義 手 用	A - 1	アルミニウム、セルロイド	11,000	
		皮 革	9,000	
		熱硬化性樹脂	20,200	
		熱可塑性樹脂	5,150	
	A - 2	アルミニウム、セルロイド	9,700	
		皮 革	11,800	
		熱硬化性樹脂	13,900	
		熱可塑性樹脂	6,650	
	A - 3	アルミニウム、セルロイド	8,550	
		皮 革	11,700	
		熱硬化性樹脂	13,500	
		熱可塑性樹脂	4,650	

イ ソフトインサートの交換

I 義手 (2) 義肢一骨格造義手
 3修理基準 イソフトインサートの交換
 ウ 支持時の交換
 エ 義手用ハーネスの交換
 1の(2)のエの(エ)

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格(円)		備 考
			ソケット交換に付随する場合	単独の場合	
義 手 用	A - 1	皮 革	4,500	11,600	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,500	15,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,650	19,100	
	A - 2	皮 革	3,950	10,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,400	14,900	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,350	16,500	
	A - 3	皮 革	3,800	9,550	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,350	13,700	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,050	15,700	

(注) 1. 軟性発泡樹脂とは、P E ライト及びスポンジであること。

2. ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

ウ 支持部 の 交 換

名 称	価 格(円)	備 考
肩 義 手 用	13,600	
上 腕 義 手 用	10,800	
前 腕 義 手 用	10,700	

(注) 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,000円増しとすること。

エ 義手用ハーネスの交換

区分	交 換 部 品	基本価格(円)	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	一 式 交 換	4,400	
	美 錠 締 革 交 換	1,700	
	美 錠 留 革 交 換	1,750	
	上 腕 カ フ (三頭筋パッド)	3,150	

(注) 1. 義手用ハーネスの交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(2)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(2)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。

2. 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

1の(2)のエの(エ)

区 分	名 称	使 用 材 料	価 格(円)	備 考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	21,200	
		肩たすき一式	10,700	
	上腕義手用	胸郭バンド式上腕ハーネス一式	21,000	
		肩たすき一式	10,700	
		8字ハーネス一式	9,750	
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス一式	17,900	
		8字ハーネス一式	7,850	
		9字ハーネス一式	5,050	
		上腕カフ (三頭筋パッド)	5,100	

(注) 1. 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。

2. 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。

I 義手 (2) 義肢一骨格造義手
 3修理基準 才 外装の交換
 力 耐用年数
 キ 使用年数

才 外装の交換

名 称	価 格(円)	備 考
肩 義 手 用	10,700	
上 腕 義 手 用	8,500	
前 腕 義 手 用	7,600	

力 耐用年数

材 料・部 品 名	耐用年数(年)	備 考
パイプ(チューブアダプター)	5	
継 手 類	3	
リス ト メ タ ル	3	
手 部	3	
タ ー ン テ ー ブ ル	3	
手 袋	1. 5	
フォームカバー(義 手 用)	1. 5	
その他の小部品(消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使 用 年 数		
6～14歳	1 年		
15～17歳	1年6ヶ月	完成用部品を構成する「小部品(消耗品)」については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。

備 考

1. 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
2. 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

II 義

足

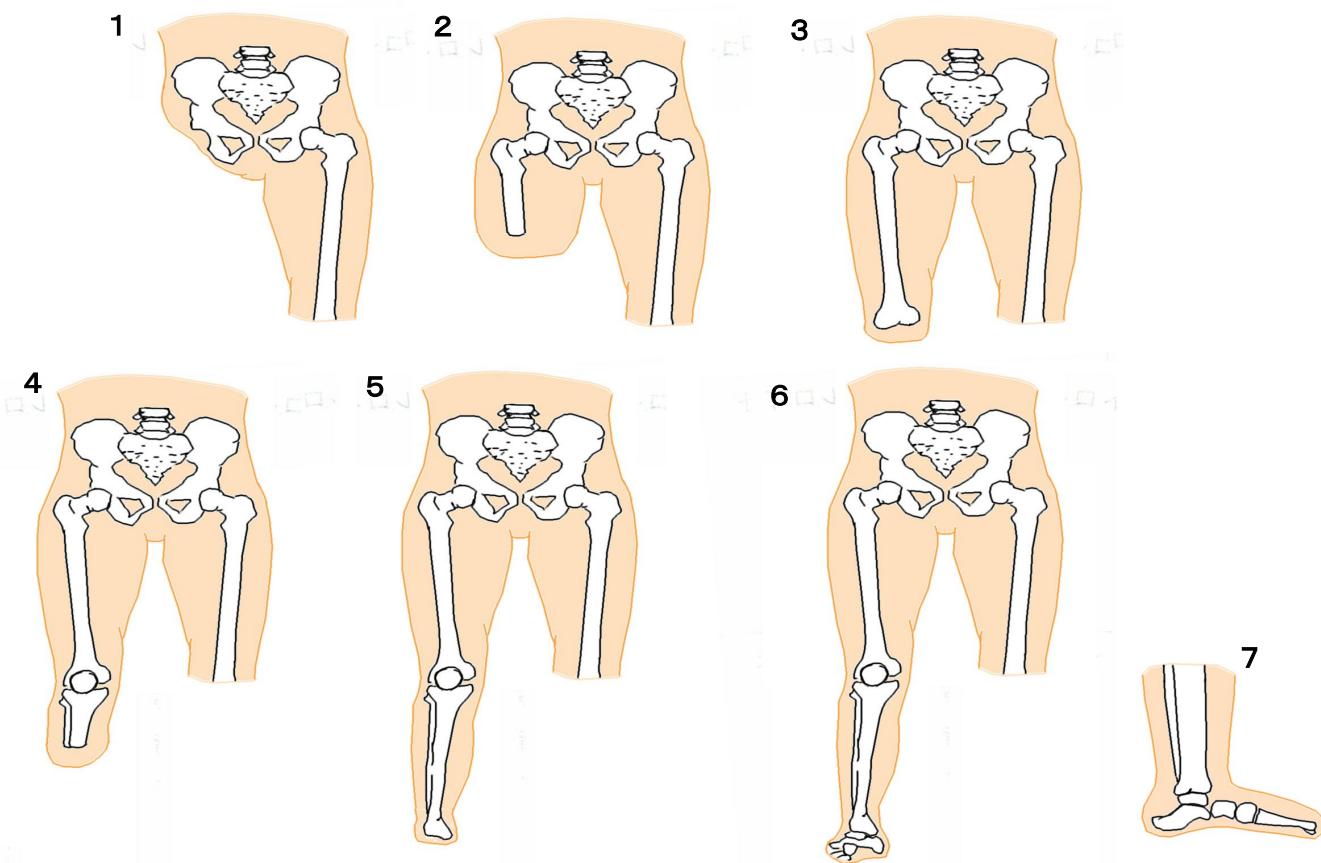
II 義足 (1) 義肢一殻構造義足

イ 採型区分 B義足

ウ 基本価格

イ 採型区分

B 義足



ウ 基本価格

名 称	採型区分	形 式	価 格(円)	
義 足 用	B - 1	受 盤 式	104,200	片側骨盤切断用は、17,900円増しとすること。
		カ ナ ダ 式	104,200	
	B - 2	差 込 式	68,200	短断端切斷用キップシャフトは、51,100円増しとすること。
		ラ イ ナ ー 式	113,100	
		吸 着 式	156,700	坐骨収納型ソケットは、55,500円増しとすること。
	B - 3	差 込 式	66,500	大腿支柱付きは、24,400円増しとすること。
		ラ イ ナ ー 式	87,400	
		吸 着 式	131,000	
	B - 4	差 込 式	54,200	大腿支柱付きは、24,400円増しとすること。
		P T B 式	76,900	
		P T S 式	92,200	
		K B M 式	94,900	
	B - 5	差 込 式	44,000	
		有 窓 式	66,300	
	B - 6		23,100	
	B - 7		17,700	

(注) 1. 顆上懸垂式は、ミュンスター式及びノースウェスタン式とすること。

2. ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、45,400円加算できること。

3. 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,150円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記の2との併用加算はできないこと。

II 義足 (1) 義肢一殻構造義足

工 製作要素価格

(ア) ソケット

工 製作要素価格

(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格(円)	備 考
義 足 用	B - 1	アルミニウム、セルロイド	21,800	
		熱硬化性樹脂	36,300	
		熱可塑性樹脂	15,000	
	B - 2	木 製	49,500	エアクッションソケットは、15,500円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,700円増しとすること。
		アルミニウム、セルロイド	14,500	
		皮 革	19,200	
		熱硬化性樹脂	28,000	
		熱可塑性樹脂	16,600	
	B - 3	アルミニウム、セルロイド	14,800	エアクッションソケットは、15,500円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,400円増しとすること。
		皮 革	24,700	
		熱硬化性樹脂	41,400	
		熱可塑性樹脂	19,000	
	B - 4	アルミニウム、セルロイド	11,600	エアクッションソケットは、14,100円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,850円増しとすること。
		皮 革	17,300	
		熱硬化性樹脂	25,200	
		熱可塑性樹脂	13,200	
	B - 5	アルミニウム、セルロイド	12,100	エアクッションソケットは、13,000円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、9,600円増しとすること。
		皮 革	17,600	
		熱硬化性樹脂	23,900	
		熱可塑性樹脂	10,300	
	B - 6	セルロイド	11,900	エアクッションソケットは、12,200円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、5,850円増しとすること。
		皮 革	10,300	
		熱硬化性樹脂	22,100	
		熱可塑性樹脂	10,150	
	B - 7	皮 革	9,000	
		熱硬化性樹脂	20,000	
		熱可塑性樹脂	9,700	

II 義足 (1) 義肢一殻構造義足
工 製作要素価格
(イ) ソフトインサート

工 製作要素価格

(イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格(円)	備 考
義 足 用	B - 1	皮 革	6,750	
		軟 性 発 泡 樹 脂	5,050	
		皮革・軟性発泡樹脂	10,100	
	B - 2	皮 革	5,150	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,600	
		皮革・フェルト	9,250	
		シリコーン	42,200	
	B - 3	皮 革	5,800	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,200	
		皮革・フェルト	10,250	
		シリコーン	45,500	
	B - 4	皮 革	4,200	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,450	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,800	
		皮革・フェルト	7,900	
		シリコーン	36,300	
	B - 5	皮 革	4,500	
		軟 性 発 泡 樹 脂	7,300	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,800	
	B - 6	皮 革	2,850	
		軟 性 発 泡 樹 脂	3,250	
		皮革・軟性発泡樹脂	5,700	
	B - 7	皮 革	2,200	
		軟 性 発 泡 樹 脂	2,550	
		皮革・軟性発泡樹脂	4,450	

(注) 1. 軟性発泡樹脂とは、P E ライト及びスポンジであること。

2. ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

II 義足 (1) 義肢一殻構造義足
工 製作要素価格
(ウ) 支持部 (工) 義足懸垂用部品

工 製作要素価格

(ウ) 支持部

名 称	形 式	部 位	使 用 材 料	価 格(円)	備 考
義足用	常用	股 部		10,400	
		大腿部	木 製	30,900	
			アルミニウム、セルロイド	31,100	
			熱硬化性樹脂	32,300	
		下腿部	木 製	26,900	
			アルミニウム、セルロイド	28,100	
			熱硬化性樹脂	31,700	
	作業用	足 部	軟性発泡樹脂	14,400	
		大腿部		59,200	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。
		下腿部		28,100	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。

- (注) 1. 義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装の価格を加算すること。
 2. 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。
 3. 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,500円増しとすること。
 4. 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。

(工) 義足懸垂用部品

区 分	名 称	材 料	価 格(円)	備 考
義足懸垂用部品	股義足用	懸垂帶 一式	15,200	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	7,400	
		肩吊り帶	6,400	
		腰 バ ン ド	8,750	
		横 吊 帶	1,650	
	下腿義足用	義足用股吊帶	2,150	価格は、1本当たりのものであること。
		腰 バ ン ド	8,750	
		横 吊 帶	2,300	
		大腿もも締め一式	11,600	
		P T B カフベルト一式	8,750	

- (注) 1. 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
 2. サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
 3. 下腿義足常用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B カフベルトに準ずること。

II 義足 (1) 義肢一殻構造義足
工 製作要素価格 (才) 外装
才 完成用部品

工 製作要素価格

(才) 外 装

名 称	外 装 部 位	使 用 材 料	価 格(円)	備 考
義 足 用	股 部	皮 革	10,350	リアルソックスは、完成用部品を加えることができること。
		プラスチック	16,900	
		塗 装	3,300	
	大 腿 部	皮 革	8,500	
		プラスチック	15,000	
		塗 装	3,000	
	下 腿 部	皮 革	7,650	
		プラスチック	13,000	
		塗 装	2,600	
	足 部	表 革	5,100	
		裏 革	3,500	
		塗 装	3,350	
		リアルソックス	1,050	

才 完成用部品

(完成用部品の一覧は巻末の「才 完成用部品」の殻構造義足を参照)

2 借受け基準 【新設】

(1) 義肢、装具及び座位保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品及び座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

II 義足 (1) 義肢一殻構造義足

3 修理基準

ア ソケットの交換

(ア) 基本価格及び複製価格

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	1の(1)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	1の(1)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義足懸垂用部品の交換	交換した義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	2の(1)のカに掲げる基本価格に、1の(1)のオに掲げる額を加算した額をもつて修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,150円をもって修理価格とすること。

(注) 1. アまたはウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(1)のオに掲げる額を加算することができること。
 2. ア、ウ及びカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができること。

ア ソケットの交換

(ア) 基本価格及び複製価格

名 称	採型区分	形 式	価 格(円)		備 考
			基本価格	複製価格	
義 足 用	B - 1	受 盆 式	90,400	60,300	片側骨盤切断用は、17,800円増しとすること。 短断端切断用キップシャフトは、51,400円増しとすること。座骨収納型ソケットは、55,400円増しとすること。
		カ ナ ダ 式	90,400	60,300	
	B - 2	差 込 式	57,700	42,600	
		ライナー式	101,500	67,800	
		吸 着 式	145,000	69,000	
	B - 3	差 込 式	57,700	40,900	
		ライナー式	77,800	60,400	
		吸 着 式	121,300	61,600	
	B - 4	差 込 式	44,200	37,700	
		P T B 式	66,600	41,000	
		P T S 式	81,800	49,700	
		K B M 式	84,500	49,700	

(注) 1. ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、45,300円加算できること。

2. 座骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,150円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記の1との併用加算はできないこと。

II 義足 (1) 義肢一殻構造義足

3 修理基準

ア ソケットの交換 (イ) ソケットの価格

イ ソフトインサートの交換

ア ソケットの交換

(イ) ソケットの価格

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格(円)	備 考
義 足 用	B - 1	アルミニウム、セルロイド	21,700	
		熱硬化性樹脂	36,200	
		熱可塑性樹脂	15,000	
	B - 2	木 製	49,500	エアクッションソケットは、15,400円増しとすること。
		アルミニウム、セルロイド	14,400	二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。
		皮 革	19,100	主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,700円増しとすること。
		熱硬化性樹脂	27,900	
		熱可塑性樹脂	16,600	
	B - 3	アルミニウム、セルロイド	14,800	エアクッションソケットは、15,400円増しとすること。
		皮 革	24,700	二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。
		熱硬化性樹脂	41,300	主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,400円増しとすること。
		熱可塑性樹脂	19,000	
	B - 4	アルミニウム、セルロイド	11,600	エアクッションソケットは、14,100円増しとすること。
		皮 革	17,300	二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。
		熱硬化性樹脂	25,100	主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,850円増しとすること。
		熱可塑性樹脂	13,200	

イ ソフトインサートの交換

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格(円)		備 考
			ソケット交換に付随する場合	単独の場合	
義 足 用	B - 1	皮 革	6,750	14,100	
		軟 性 発 泡 樹 脂	5,050	20,200	
		皮革・軟性発泡樹脂	10,100	23,700	
	B - 2	皮 革	5,150	12,700	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,650	20,200	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,550	23,200	
		皮革・フェルト	9,250	15,900	
		シリコーン	42,200	42,200	
	B - 3	皮 革	5,800	11,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,800	19,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,200	23,600	
		皮革・フェルト	10,200	16,800	
		シリコーン	45,400	45,400	
	B - 4	皮 革	4,200	10,500	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,450	15,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,800	17,000	
		皮革・フェルト	7,900	14,500	
		シリコーン	36,200	36,200	
	B - 5	皮 革	4,500	9,600	
		軟 性 発 泡 樹 脂	7,300	16,100	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,800	17,200	
	B - 6	皮 革	2,850	8,100	
		軟 性 発 泡 樹 脂	3,250	14,100	
		皮革・軟性発泡樹脂	5,700	15,700	
	B - 7	皮 革	2,200	6,750	
		軟 性 発 泡 樹 脂	2,550	12,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	4,450	14,500	

(注) 1. 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。

2. ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

II 義足 (1) 義肢一殻構造義足

3 修理基準

ウ 支持部の交換

エ 義足懸垂用部品の交換

ウ 支持部の交換

名 称	形 式	部 位	使 用 材 料	価 格(円)	備 考
義足用	常 用	股 部		10,200	
		大 腿 部	木 製	31,800	
			アルミニウム、セルロイド	30,300	
			熱硬化性樹脂	31,800	
		下 腿 部	木 製	31,200	
			アルミニウム、セルロイド	28,000	
			熱硬化性樹脂	31,200	
	作 業 用	足 部	軟性発泡樹脂	14,300	
		大 腿 部		59,000	股義足用及び大腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。
		下 腿 部		28,000	下腿義足用に鉄脚を使用する場合に限ること。

- (注) 1. 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。
 2. 義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装を加えることができること。
 3. 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,500円増しとする。
 4. 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。
 5. 支持部の長さ及び高さ修正を行う場合は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。
 ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算できること。
 6. ブロック継手交換は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算できること。
 7. ソケット交換を行う場合は、取り外す部位の使用材料の額を加算できること。

エ 義足懸垂用部品の交換

区 分	交 換 部 品	基本価格(円)	備 考
義足懸垂用部品	一式交換	4,400	
	肩吊り帯交換	4,250	
	義足用股吊帯交換	1,850	価格は、1本当たりのものであること。
	位置革交換	3,000	
	腰バンド交換	3,400	
	横吊帯交換	3,600	
	美錠締革交換	2,400	
	美錠留革交換	2,150	
	金具部品交換	2,800	価格は、1か所当たりのものであること。

- (注) 1. 義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(1)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(1)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。
 2. 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

1の(1)のエの(エ)

区 分	名 称	使 用 部 品	価 格(円)	備 考
義足懸垂用部品	股義足用	懸垂帯一式	15,200	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	7,400	
		肩吊り帯	6,400	
		腰バンド	8,750	
		横吊帯	1,650	
	義足用股吊帯		2,150	価格は、1本当たりのものであること。
下腿義足用	下腿義足用	腰バンド	8,750	
		横吊帯	2,300	
		大腿もも締め一式	11,600	
		P T Bカフベルト一式	8,750	

- (注) 1. 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
 2. サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
 3. 下腿義足常用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B膝カフに準ずること。

II 義足 (1) 義肢一殻構造義足
3 修理基準 (才) 外装の交換
力 完成用部品の交換

(才) 外装の交換

名 称	外 装 部 位	使 用 材 料	価 格(円)	備 考
義 足 用	股 部	皮 革	9,900	
		プラスチック	18,200	
		塗 装	4,450	
	大 腿 部	皮 革	8,000	
		プラスチック	18,200	
		塗 装	4,450	
	下 腿 部	皮 革	8,700	
		プラスチック	16,300	
		塗 装	4,450	
	足 部	表 革	6,750	
		裏 革	5,500	
		塗 装	5,550	
		リアルソックス	2,150	リアルソックスは、完成用部品を加える ことができる。

力 完成用部品の交換

(ア) アライメント調整を必要とするもの

名 称	交 换 部 品	基本価格(円)	備 考
義 足 用	股 繼 手 部 品	18,500	
	膝 繼 手 部 品	16,100	
	足 繼 手 部 品	3,600	
	前 留 金 具 部 品	9,200	
溶 接		9,350	価格は、1か所あたりのこと。

- (注) 1. 筋金交換は、右又は左の一側を1単位とすること。
2. ブロック継手交換は、ウの支持部交換に定めるところによるものとすること。

(イ) アライメント調整を必要としないもの

名 称	交 换 部 品	基本価格(円)	備 考
義 足 用	股 繼 手 部 品	4,600	
	膝 ブ ロ ッ ク 部 品	6,100	
	膝 筋 金 部 品	2,700	
	足 部 部 品	2,900	
	作 業 用 ス プ リ ン グ	1,750	
	作 業 用 足 部 裏 ゴ ム	2,550	
	吸 着 式 バ ル ブ	5,650	
	前 留 金 具 部 品	3,950	
溶 接		1,900	価格は、1か所あたりのこと。

- (注) 1. 本表の部品交換については、ネジ等の交換は適用できないものとすること。
2. 部品交換の基本価格に、外装の額を加算することができないものとすること。

II 義足 (1) 義肢一殻構造義足
3 修理基準
耐用年数(ア)義肢本体 (イ)完成用部品
キ 使用年数

耐用年数

(ア) 義肢本体

区分	名称	形式	耐用年数(年)	備考
義 足	股 義 足		4	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
	大 腿 義 足	常 用	3	
		吸 着 式	5	
		作 業 用	3	
	膝 義 足	常 用	3	
		作 業 用	2	
	下 腿 義 足		2	
	果 義 足		2	
	手 義 手		3	
	足根中足義足	鋼 板 入 り	2	
		足 袋 型	1	
	足 指 義 手		1	

耐用年数

(イ) 完成用部品

材 料・部 品 名	耐用年数(年)	備 考
継 手 類	3	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
足 部	1	
その他の小部品(消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使 用 年 数		
0歳	4カ月		使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
1～2歳	6カ月		
3～5歳	10カ月		
6～14歳	1年		
15～17歳	1年6カ月	次については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 1 義肢本体のうち「足根中足義足」の「足袋型」及び「足指義足」 2 完成用部品のうち「足部」 3 完成用部品を構成する「小部品(消耗品)」	

備 考

1. 本表の価格は医師の採型技術料を含まないものであること。
2. 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

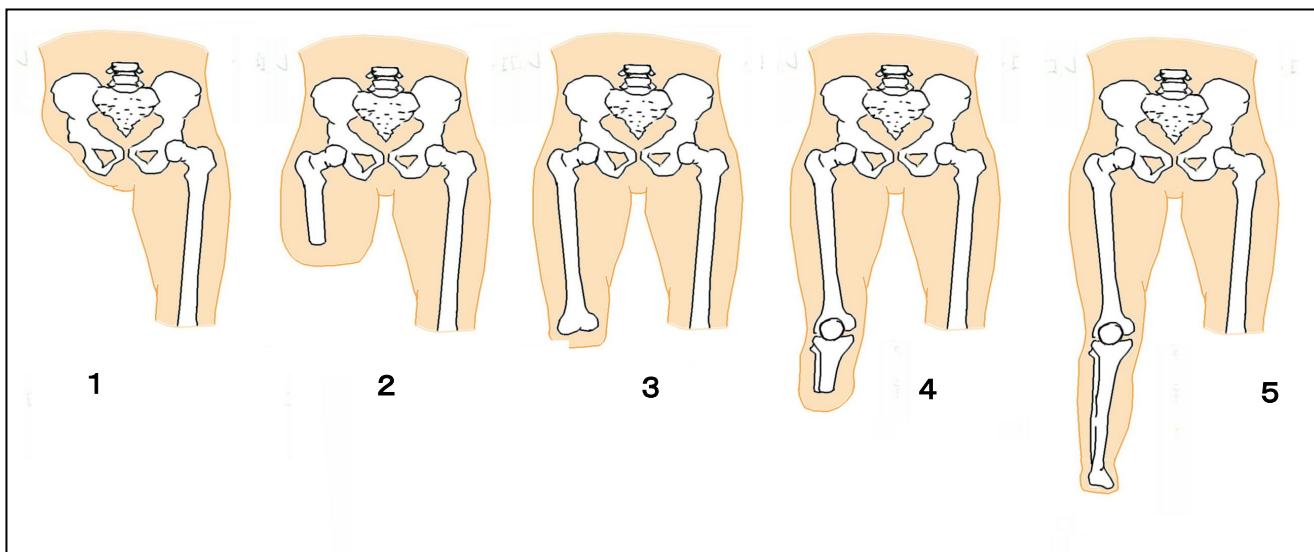
II 義足 (2) 義肢一骨格構造義足

イ 採型区分

ウ 基本価格

イ 採型区分

B 義 足



ウ 基本価格

名 称	採型区分	形 式	価 格(円)	
義 足 用	B - 1	カ ナ ダ 式	104,200	片側骨盤切断用は、17,900円増しとすること。
		差 迸 式	68,200	短断端切斷用キップシャフトは、51,500円増しとすること。 座骨収納型ソケットは、55,500円増しとすること。
		ライ ナ ー 式	113,100	
		吸 着 式	156,700	
	B - 3	差 迸 式	66,500	
		ライ ナ ー 式	87,400	
		吸 着 式	131,000	
	B - 4	差 迸 式	54,200	大腿支柱付きは、24,400円増しとすること。
		P T B 式	76,900	
		P T S 式	92,200	
		K B M 式	94,900	
	B - 5	差 迸 式	44,000	
		有 窓 式	66,300	

(注) 1. ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、45,400円加算できること。

2. 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,150円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記1との併用加算はできないこと。

II 義足 (2) 義肢一骨格構造義足
工 製作要素価格
(ア) ソケット (イ) ソフトインサート

工 製作要素価格

(ア) ソケット

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格(円)	備 考
義 足 用	B - 1	アルミニウム、セルロイド	21,800	
		熱硬化性樹脂	36,300	
		熱可塑性樹脂	15,000	
	B - 2	木 製	49,500	エアクッションソケットは、15,500円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,700円増しとすること。
		アルミニウム、セルロイド	14,500	
		皮 革	19,200	
		熱硬化性樹脂	28,000	
		熱可塑性樹脂	16,600	
	B - 3	アルミニウム、セルロイド	14,800	エアクッションソケットは、15,500円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,400円増しとすること。
		皮 革	24,700	
		熱硬化性樹脂	41,400	
		熱可塑性樹脂	19,000	
	B - 4	アルミニウム、セルロイド	11,600	エアクッションソケットは、14,100円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,850円増しとすること。
		皮 革	17,300	
		熱硬化性樹脂	25,200	
		熱可塑性樹脂	13,200	
	B - 5	アルミニウム、セルロイド	12,100	エアクッションソケットは、13,000円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、9,600円増しとすること。
		皮 革	17,600	
		熱硬化性樹脂	23,900	
		熱可塑性樹脂	10,300	

(イ) ソフトインサート

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格(円)	備 考
義 足 用	B - 1	皮 革	6,750	
		軟 性 発 泡 樹 脂	5,050	
		皮革・軟性発泡樹脂	10,100	
	B - 2	皮 革	5,150	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,600	
		皮革・フェルト	9,250	
		シリコーン	42,200	
	B - 3	皮 革	5,800	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,200	
		皮革・フェルト	10,250	
		シリコーン	45,500	
	B - 4	皮 革	4,200	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,450	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,800	
		皮革・フェルト	7,900	
		シリコーン	36,500	
	B - 5	皮 革	4,500	
		軟 性 発 泡 樹 脂	7,250	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,750	

(注) 1. 軟性発泡樹脂とは、P E ライト及びスポンジであること。

2. ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

II 義足 (2) 義肢一骨格構造義足
工 製作要素価格
(ウ) 支持部
(工) 義足懸垂用部品(才) 外装
才 完成用部品

工 製作要素価格

(ウ) 支持部

名 称	価 格(円)	備 考
股 義 足 用	16,300	
大 腿 義 足 用	16,200	
下 腿 義 足 用	10,700	

(注) 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,500円増しとすること。

(工) 義足懸垂用部品

区 分	名 称	材 料	価 格(円)	備 考
義足懸垂用部品	股義足用	懸垂帶 一式	15,200	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	7,350	
		肩吊り帶	6,400	
		腰 バ ン ド	8,750	
		横 吊 帯	1,650	
	下腿義足用	義足用股吊帶	2,150	価格は1本当たりのものであること。
		腰 バ ン ド	8,750	
		横 吊 帯	2,300	
		大腿もも締め一式	11,600	
		P T Bカフベルト一式	8,750	

(注) 1. 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
2. サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
3. 差込式下腿義足用軽便式の懸垂用膝カフは、P T Bカフベルトに準ずること。

(才) 外 装

名 称	価 格(円)	備 考
股 義 足 用	27,100	
大 腿 義 足 用	21,700	
膝 腿 義 足 用	19,400	
下 腿 義 足 用	17,100	

(注) リアルソックスを必要とする場合は、才の完成部品の価格を1,050円増しとすること。

才 完成用部品

(完成用部品の一覧は巻末の「才 完成用部品」の骨格構造義足を参照)

2 借受け基準 【新規】

(1) 義肢、装具及び座位保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品及び座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

II 義足 (2) 義肢一骨格構造義足

3 修理基準

ア ソケットの交換

(ア) 基本価格及び複製価格

3 修理基準

修理項目	価格
ア ソケットの交換	1の(2)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサートの交換	1の(2)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもって修理価格とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義足懸垂用部品の交換	交換した義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格に、1の(2)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	使用部品ごとに1の(2)のオに掲げる額に、2,550円を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、ストッキネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、KBMウェッジ、断端袋、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポストエアコンタクトキットおよびエアパイロンポンプの交換の場合には、1の(2)のオに掲げる額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,150円をもって修理価格とすること。

- (注) 1. アまたはウの修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(2)のオに掲げる額を加算することができること。
 2. ア、ウ及びカの修理について、他の修理を必要とする場合は、当該他の修理価格を加算することができること。
 3. 外装の交換は、フォームカバーを交換する場合に限ること。

ア ソケットの交換

(ア) 基本価格及び複製価格

名称	採型区分	形 式	価 格(円)		備 考
			基本価格	複製価格	
義 足 用	B - 1	カ ナ ダ 式	90,400	61,200	片側骨盤切断用は、17,800円増しとすること。
		差 込 式	57,700	42,600	短断端切断用キップシャフトは、51,400円増しとすること。
		ライナー式	101,500	67,800	
		吸 着 式	145,000	69,000	座骨収納型ソケットは、55,400円増しとすること。
	B - 3	差 込 式	57,700	41,500	
		ライナー式	77,800	61,300	
		吸 着 式	121,300	62,500	
	B - 4	差 込 式	44,200	37,700	大腿支柱付きは、24,400円増しとすること。
		P T B 式	66,600	41,000	
		P T S 式	81,800	49,700	
		K B M 式	84,500	49,700	
	B - 5	差 込 式	46,600	39,400	
		有 窓 式	68,600	42,700	

- (注) 1. ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、45,300円加算できること。
 2. 座骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,150円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記の1との併用加算はできないこと。

II 義足 (2) 義肢一骨格構造義足

3 修理基準

ア ソケットの交換 (イ) ソケットの価格

イ ソフトインサートの交換

(イ) ソケットの価格

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格(円)	
義 足 用	B - 1	アルミニウム、セルロイド	21,700	
		熱硬化性樹脂	36,200	
		熱可塑性樹脂	15,000	
	B - 2	木 製	49,500	エアクッションソケットは、15,400円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,700円増しとすること。
		アルミニウム、セルロイド	14,400	
		皮 革	19,100	
		熱硬化性樹脂	27,900	
		熱可塑性樹脂	16,600	
	B - 3	アルミニウム、セルロイド	14,800	エアクッションソケットは、15,400円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,400円増しとすること。
		皮 革	24,700	
		熱硬化性樹脂	41,300	
		熱可塑性樹脂	19,000	
	B - 4	アルミニウム、セルロイド	11,600	エアクッションソケットは、14,100円増しとすること。 二重式ソケットは、内ソケットの使用材料の価格を加算することができること。主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,850円増しとすること。
		皮 革	17,300	
		熱硬化性樹脂	25,100	
		熱可塑性樹脂	13,200	
	B - 5	アルミニウム、セルロイド	12,000	エアクッションソケットは、13,000円増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、9,600円増しとすること。
		皮 革	17,600	
		熱硬化性樹脂	23,900	
		熱可塑性樹脂	10,300	

イ ソフトインサートの交換

名 称	採型区分	使 用 材 料	価 格(円)		備 考
			ソケット交換に付随する場合	単独の場合	
義 足 用	B - 1	皮 革	6,750	14,100	
		軟 性 発 泡 樹 脂	5,050	20,200	
		皮革・軟性発泡樹脂	10,100	23,700	
	B - 2	皮 革	5,150	12,700	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,650	20,200	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,550	23,200	
		皮革・フェルト	9,250	15,900	
		シリコーン	42,200	42,200	
	B - 3	皮 革	5,800	11,400	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,800	19,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	9,200	23,600	
		皮革・フェルト	10,200	16,800	
		シリコーン	45,400	45,400	
	B - 4	皮 革	4,200	10,500	
		軟 性 発 泡 樹 脂	4,450	15,600	
		皮革・軟性発泡樹脂	6,800	17,000	
		皮革・フェルト	7,900	14,500	
		シリコーン	36,200	36,200	
	B - 5	皮 革	4,500	9,600	
		軟 性 発 泡 樹 脂	7,300	16,100	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,800	17,200	

(注) 1. 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスポンジであること。

2. ソフトインサートは、骨突起部等に部分的に当てるものではなく、断端の全体を覆うものであること。

II 義足 (2) 義肢一骨格構造義足

3 修理基準

ウ 支持部の交換

エ 義足懸垂用部品の交換

オ 外装の交換

ウ 支持部の交換

名 称	価 格(円)	備 考
股 義 足 用	16,300	
大 腿 義 足 用	16,200	
下 腿 義 足 用	10,700	

(注) 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,500円増しとすること。

エ 義足懸垂用部品の交換

区 分	交 換 部 品	基本価格(円)	備 考
義 足 懸 垂 用 部 品	一 式 交 换	4,400	
	肩 吊 り 帯 交 换	4,250	
	義 足 用 股 吊 帯 交 换	1,850	価格は、1本当たりのものであること。
	位 置 革 交 换	3,000	
	腰 バ ン ド 交 换	3,400	
	横 吊 帯 交 换	3,600	
	美 錠 締 革 交 换	2,400	
	美 錠 留 革 交 换	2,150	
	金 具 部 品 交 换	2,800	価格は、1か所当たりのものであること。

(注) 1. 義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(2)のエの(エ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(2)のエの(エ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。
 2. 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

1の(2)のエの(エ)

区 分	名 称	材 料	価 格(円)	備 考
義 足 懸 垂 用 部 品	股義足用	懸 垂 帯 一 式	15,200	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	7,350	
		肩 吊 り 帯	6,400	
		腰 バ ン ド	8,750	
		横 吊 帯	1,650	
		義 足 用 股 吊 帯	2,150	価格は、1本当たりのものであること。
	下腿義足用	腰 バ ン ド	8,750	
		横 吊 帯	2,300	
		大腿もも締め一式	11,600	
		P T B膝カバー式	8,750	

(注) 1. 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
 2. サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
 3. 下腿義足差込式用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B膝カフに準ずること。

オ 外装の交換

名 称	価 格(円)	備 考
股 義 足 用	27,000	
大 腿 義 足 用	21,600	
膝 腿 義 足 用	19,300	
下 腿 義 足 用	17,000	

(注) フットカバー又はリアルソックスを必要とする場合は、1の(2)のオの完成部品の価格を1,050円増しとすること。

II 義足 (2) 義肢一骨格構造義足**3 修理基準****力 耐用年数****キ 使用年数****力 耐用年数**

材 料・部 品 名	耐用年数(年)	備 考
パイプ(チューブアダプター)	5	
継 手 類	3	
タ ー ン テ ー ブ ル	3	
足 部	1. 5	
フォームカバー(義 足 用)	0. 5	
その他の小部品(消耗品)	1	

キ 使用年数

年 齢	使 用 年 数		
0～14歳	1 年	「フォームカバー(義足用)」については、左記使用年数にかかわらず6か月とすること。	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
15～17歳	1年6ヶ月	1. 完成用部品を構成する「小部品(消耗品)」については、左記使用年数にかかわらず1年とすること。 2. 「フォームカバー(義足用)」については、左記使用年数にかかわらず6か月とすること。	

備 考

1. 本表の価格は医師の採型技術料を含まないものであること。
2. 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

III 裝 具

裝具

A	下肢	裝具
B	靴型	裝具
C	体幹	裝具
D	上肢	裝具

1 購入基準

区分	名称	基本構造	使用材料・部品及び工作法	価格	備考
下肢装具	股装具	<p>骨盤から大腿下部に及ぶもの</p> <p>A 金属枠 骨盤部が金属枠で作られているもの。S型支柱のものも含まれること。</p> <p>B 硬性 骨盤及び大脚部が陽性モデルによってモールドされたもの。 補強用の支柱付きのものを基本とすること。</p> <p>1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック</p> <p>C 軟性</p>	アの基本工作法により、工及び才によりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。	イの採型区分によるウの基本価格に工及び才のそれぞれ使用する材料部品の価格を合算した額とすること。	
	先天股脱装具	<p>先天股脱用いられる装具で、両側下肢に及ぶものを基本とすること。</p> <p>A リーメンビューゲル型（パブルック帯） 布又は皮革の帯によって股関節を屈曲位に保つもの</p> <p>B フォンローゼン型 三本の金属板の組合わせで、股関節を開排位に保つもの</p> <p>C バチェラー型 両大腿及び下腿コルセットを金属支柱でつなぎ、股関節を外転、内旋、屈曲位に保つもの</p> <p>D ローレンツ型 股関節を開排位に固定保持するもの</p> <p>E ランゲ型 股関節を外転位、軽度屈曲位</p>			障害児に限る。
	内反足装具	<p>A 短下肢装具型 下腿の上部から足部に及ぶもの。詳細は、短下肢装具に準ずること。</p> <p>B 靴型装具型 詳細は、靴型装具に準ずること。</p> <p>C デニスブラウン副子 両側の足部を横棒によって結ぶもの</p> <p>1 足底板型 アルミニウムにフェルトの内張りをしたものを作ること。</p> <p>2 足部おおい型 3 靴型装具型</p>			障害児に限る。 外反足装具もこれに準ずること。

1 購入基準

区分	名称	基本構造	使用材料・部品及び工作法	価格	備考
下肢装具	長下肢装具	<p>大腿上部より足底に及ぶもの</p> <p>A両側支柱 下腿の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 <p>B片側支柱 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 <p>C硬性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。内外の両側に金属の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月で補強されているものを基本とすること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック <p>D X脚又はO脚（障害児に限る。）</p>	アの基本工作法により、工及びオによりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。	イの採型区分によるウの基本価格に工及びオのそれぞれ使用する材料部品の価格を合算した額とすること。	
	膝装具	<p>大腿から下腿に及ぶもの</p> <p>A両側支柱 内外側に金属の支柱をもち、両支柱を結ぶ金属の半月を大腿部及び下腿部でそれぞれ一つ以上もつもの</p> <p>B硬性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱付きのもの及び平ばねの入ったものも含まれること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック <p>Cスウェーデン式</p> <p>D軟性 布を主材料としたもの</p>			
	短下肢装具	<p>下腿上部から足底に及ぶもの</p> <p>A両側支柱 下腿の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 <p>B片側支持 下腿の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高力アルミニウム合金 2 鋼 			類上部型プラスチック短下肢装具（N Y U型）及びS型プラスチック短下肢装具は、硬性短下肢装具（支柱付き）に含まれること。

1 購入基準

区分	名称	基本構造	使用材料・部品及び工作法	価格	備考
下肢装具	短下肢装具	<p>C S型支柱 下腿の周囲をらせん状に走る金属の支柱をもつもの 1 高力アルミニウム合金 2 鋼</p> <p>D 鋼線支柱 下腿の長軸に沿って走る鋼線の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月をもつもの。鋼線の支柱は、足関節の高さ付近で円形に曲げられて、コイルばねの機能をもたせてあること。</p> <p>E 板ばね 下腿の後方に長軸に沿って走る金属又はプラスチックのばねもうもの。ばねの上端は、金属又はプラスチックの半月につながるものとすること。</p> <p>F 硬性 陽性モデルを用いてモールドされたもの（材料は不燃性セルロイド、プラスチック、皮革等） 1 支柱付き 金属の支柱と半月によって補強されたもの 2 支柱なし 金属支柱のないもの</p> <p>G 軟性 ゴムひもを用いて足関節を背屈位に保つもの</p>	アの基本工作法により、工及びオによりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。	イの採型区分によるウの基本価格に工及びオのそれぞれ使用する材料部品の価格を合算した額とすること。	顆上部型プラスチック短下肢装具（N Y U型）及びS型プラスチック短下肢装具は、硬性短下肢装具（支柱付き）に含まれること。
	ツイスター	<p>骨盤帯と足部を布ひも、ゴムひも又は鋼製ケーブルによって結び、下肢の内外旋を制御するもの</p> <p>A 軟性 布ひも又はゴムひもを用いたもの</p> <p>B 鋼製ケーブル 鋼製ケーブルを用いたもの</p>			
	足底装具	<p>足底に対する装具であって、靴型装具以外のもの</p> <p>A アーチサポート（ふまず支え） 足の縦アーチを支えるもので、中足支えを含むものを基本とすること。 1 陽性モデルを用いてモールドされたもの 2 採寸によって製作されたものの</p> <p>B メタターサルサポート（中足支え） 足の中足アーチを支えるもの</p> <p>C 補高 1 2cm未満 2 2cm以上</p> <p>D 内側及び外側楔</p>		踵骨棘用装具は、補高に含まれること。 スピツツイ及びトムゼンライン（ふまず支え）は、A-2に含まれること。 ランゲ（ふまず支え）は、A-2に含まれること。	

**III装具(3)装具
1 購入基準**

1 購入基準

区分	名称	基本構造	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考
靴型装具		医師の処方のもとに治療に用いられる靴であって、ふまず鋼の入っているものを基本とすること。 皮革又は布を主材料としたもの A 長 靴 下腿の上部に及ぶもの B 半長靴（編上靴） 側革が果部より高いもの C チャッカ靴 側革が果部に及ぶもの D 短 靴 側革が果部より低いもの	アの基本工作法により、工及び才によりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。	イの採型区分によるウの基本価格に工及び才のそれぞれ使用する材料部品の価格を合算した額とすること。	靴型装具の要素 <ul style="list-style-type: none"> ・整形靴（陽性モデルから作成した特別製の木型を用いるもの） ・矯正靴（内・外反足の矯正用）
体幹装具	頸 椎 装 具	肩甲骨から頭蓋に及ぶ」ものを基本とすること。 A 金属枠 B 硬 性（スポンジラバーを含む）陽性モデルを用いてモールドされたもの <ul style="list-style-type: none"> 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック C カラー <ul style="list-style-type: none"> 1 あご受けのあるもの 2 あご受けのないもの D 斜頸矯正用枕（障害児に限る）			高さ調整は、カラーの場合には適用しないこと。
	胸 椎 装 具	骨盤から胸背部に及ぶもの A 金属枠 B 硬 性（頸椎装具に準ずる） C 軟 性			
	腰 椎 装 具	骨盤から腰部に及ぶもの A 金属枠 B 硬 性（頸椎装具に準ずる） C 軟 性			ナイトブレイスは、金属枠腰椎装具に含まれること。 ウィリアムブレイス前屈ブレイスは、金属枠腰椎装具・腰部継手付に含まれること。
	仙 腸 装 具	骨盤を含むもの A 金属枠 B 硬 性（頸椎装具に準ずる） C 軟 性 布を主材料にし、板ばねで補強したもの D 骨盤帯 骨盤を帯状に一周するもの <ul style="list-style-type: none"> 1 芯のあるもの 2 芯のないもの 			オスグッドブレイスコールドウェイトブレインズは、金属枠仙腸装具に含まれること。

1 購入基準

区分	名称	基本構造	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考
体幹装具	側彎矯正装具	<p>脊柱側彎症の矯正に用いるもの。原則として24時間の連続装着しうるものであること。</p> <p>A ミルウォーキー型 骨盤から頭部に及ぶもの</p> <p>B 頭部に及ばないもの) 1 金属枠 2 硬 性(仙腸装具に準ずる) 3 軟 性(帯状のものを含む)</p>	アの基本工作法により、工及びオによりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。	イの採型区分によるウの基本価格に工及びオのそれぞれ使用する材料部品の価格を合算した額とすること。	
上肢装具	肩 装 具	<p>肩関節を外点位に保持するもので、骨盤から前腕に及ぶものを基本とすること。</p> <p>A 金属枠 体幹の部分が金属枠のもの</p> <p>B 硬 性 陽性モデルによってモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック</p> <p>C 分娩麻痺用(障害児に限る。)</p>			
	肘 装 具	<p>上腕から前腕に及ぶもの</p> <p>A 両側支柱 両側に金属支柱をもち、金属の半月をもつもの</p> <p>B 硬 性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱により補強されたものも含まれること。 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック</p> <p>C 軟 性</p>			
	手関節背屈 保 持 装 具	<p>前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持するもの</p> <p>A パネル型 前腕部と手部を板ばねによつて結ぶもの</p> <p>B トーマス型 ゴムによって手関節を背屈位に、母指を外転位に保つもの</p> <p>C オッペンハイマー型 鋼線を主材料として、手関節背屈、MP伸展、母指外転位をとらせるもの</p> <p>D 硬 性 1 不燃性セルロイド 2 皮 革 3 プラスチック</p>			

1 購入基準

区分	名称	基本構造	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考
上肢装具	長対立装具	前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持し、母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。	アの基本工作法により、工及び才によりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。	イの採型区分によるウの基本価格に工及び才のそれぞれ使用する材料部品の価格を合算した額とすること。	
	短対立装具	母指を対立位に保つもの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。			
	把持装具	前腕から手部に及ぶもので、母指と示中指間におけるつまみを可能にするもの。通常は高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りしたもの的基本とするが、プラスチックを主材料としたものも含まれること。 A 手関節駆動式 手関節の運動によってつまみを可能にするもの B ハーネス駆動式 ハーネスを力源とするもの			
	MP屈曲補助装具(ナックルベンダー)及びMP伸展補助装具(逆ナックルベンダー)	手部から示指より小指の基節に及ぶもので、MP関節を屈曲又は伸展させるもの A パネル型 ゴムを用いるもの B プラスチック C 軟性			
	指装具(指用ナックルベンダー及び指用逆ナックルベンダー)	PIP及びDIP関節を伸展位又は屈曲位、あるいは内外反位に保持するもの			
	BFO(食事動作補助器)	前腕を平衡をとった状態で支え、ボールベアリングを利用してわずかな力で運動を可能にしたもの			

Ⅲ装具(3)装具**1 購入基準****ア 基本工作法****ア 基本工作法**

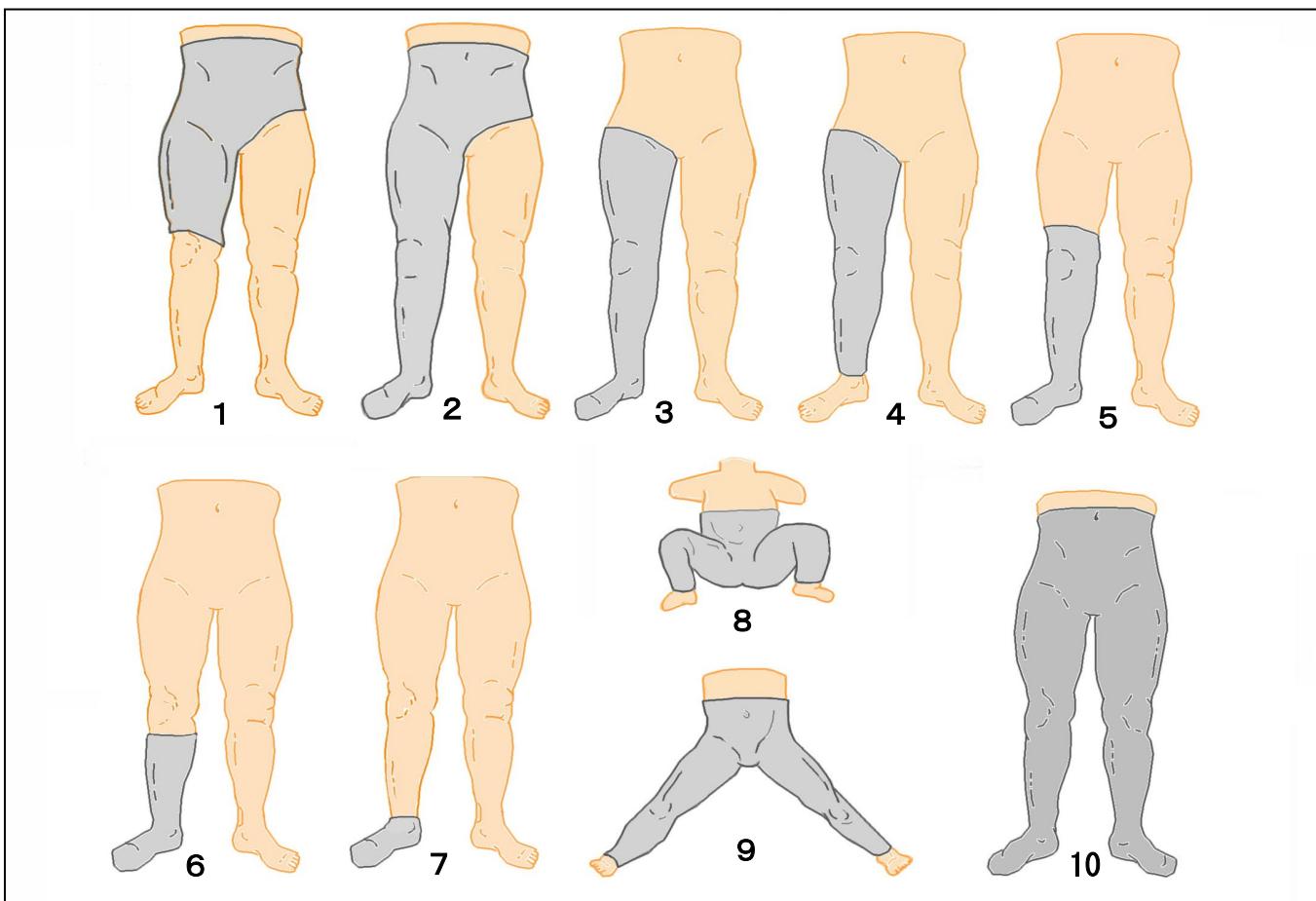
行 程	作 業 の 内 容
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ) 採寸及び投影図の作成	情報カードの記録、製作に必要な寸法及び角度の測定並びに記録並びに投影図の作成
(ウ) 採 型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 陽性モデルの製作	陰性モデルへのギプス注型、陽性モデルの修正、表面の仕上げ及び乾燥
(オ) 組 立 て	陽性モデルにデザインの記入（アライメント） フレーム：曲げ加工、組立て及び調整 モールド：プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミング及び調整 筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の仮止め 及び各部の結合
(カ) 仮合わせ（中間適合検査）	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の調整、試し使用及び仕上げ
(キ) 仕上げ	筋金、締め革、足部覆い、足底板、ネックリング、パッド、ベルト等の付属品の取付け及び仕上げ
(ク) 適合検査	装具の適合の最終検査並びに装着及び使用による機能の最終検査

III装具(3)装具
A(ア)下肢装具
イ 採型区分 B 義足

A(ア)下肢装具

イ 採型区分

B 義足



ウ 基本価格

名 称	採型区分	価 格 (円)		備 考
		採 型	採 寸	
下 肢 装 具	A - 1	25,700	7,800	
	A - 2	39,500	15,400	
	A - 3	29,000	14,750	
	A - 4	18,700	7,450	
	A - 5	17,100	7,250	
	A - 6	15,500	7,100	
	A - 7	11,200	6,100	
	A - 8	21,700	7,700	
	A - 9	23,400	7,800	
	A - 10	49,500	14,300	

- (注) 1. 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。
 2. 補高足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、32,700円増しとすること。
 3. 補高足部は、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
 4. 補高足部の場合は、エの(イ)のbの付属品等の加算要素として補高の価格を加算することができないこと。
 5. 採型によりカーボン製装具の製作にチェック用装具を要する場合、用いたチェック用装具の形状に応じ、次に掲げる額（複数に該当する場合、それらの合計額）を加算できること。
 (1) チェック用装具が「大腿部」を含む場合 16,600円
 (2) チェック用装具が「下腿部」を含む場合 15,500円
 (3) チェック用装具が「足部」を含む場合 9,100円

工 製作要素価格

a 継手

Ⅲ装具(3)装具

A (ア)下肢装具

工 製作要素価格

a 継手 b 支持部

名 称	種 類	価 格 (円)	備 考
股 継 手	固 定 式	6,000	
	遊 動 式	7,150	
膝 継 手 (片 側)	固 定 式	5,900	
	遊 動 式	6,400	
	プラスチック継手	13,700	
足 継 手 (片 側)	固 定 式	4,950	
	遊 動 式	5,850	
	プラスチック継手	10,150	

- (注) 1. 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができる。
2. 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
3. 鋼線支柱は、遊動式の価格とし、片側1単位とすること。
4. 短下肢装具用の板バネ支柱は、足継手の遊動式の価格とすること。
5. 可撓性のプラスチック継手（継手部分として独立した形状を有するものに限る。）の場合は、プラスチック継手の価格とすること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。

b 支持部

名 称	種 類	価 格 (円)	備 考
大腿支持部	A 半月	4,450	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	7,700	
	2 大腿コルセット	15,300	
	C モールド		
	1 熱硬化性樹脂	25,200	
	2 熱可塑性樹脂	10,300	
下腿支持部	A 半月	4,250	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	6,550	
	2 下腿コルセット	11,900	
	C モールド		
足 部	1 熱硬化性樹脂	23,400	
	2 熱可塑性樹脂	8,800	
	A あぶみ	2,400	歩行用あぶみは、あぶみに準ずること。
	B 足 部		足底装具は、Bの足部に準ずること。
	1 皮革等		
	大	13,300	
	小	6,900	
	2 モールド(熱硬化性樹脂)	13,800	標準靴は、完成用部品を加えることができること。
	3 モールド(熱可塑性樹脂)	7,600	
	C 標準靴	800	

- (注) 1. 半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものである。
2. 補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
3. 大腿支持部の座骨支持式は、20,700円増しとすること。
4. 下腿支持部のPTB式、PTS式及びKBM式は、14,200円増しとすること。
5. 足板の補強を行った場合は、9,350円増しとすること。
6. カーボンは、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合に用いることができることとし、カーボンを使用した場合は、それぞれ以下の額とすること。
- (1) 大腿支持部 52,900円
 - (2) 下腿支持部 53,000円
 - (3) 足部のモールド 38,400円

工 製作要素価格
c その他加算要素

Ⅲ装具(3)装具
A (ア)下肢装具
工 製作要素価格
c その他加算要素
d 先天性股脱装具用の加算

名 称	種 類	価 格 (円)	備 考
膝 サ ポ ー タ ー	軟 性 (支柱付き)	15,800	
	軟 性 (支柱なし)	7,200	
キ ャ リ パ ー		18,100	
ツ イ ス タ ー	軟 性	5,200	
	鋼製ケーブル	3,150	
デニスブラウン		2,500	
膝 当 て		4,250	
T・Yストラップ		4,900	
ス タ ビ ラ イ ザ ー		16,800	
タ ー ン バ ッ ク ル		5,550	
ダ イ ャ ル ロ ッ ク		8,050	ファンロックは、ダイヤルロックに含まれること。
伸展・屈曲補助装置		4,350	バネ式又はゴム式を含むものであること。
補 高 用 足 部		47,700	
足底裏革(すべり止め用)		1,800	
高 さ 調 整		3,500	
内 張 り	大 腿 部	2,000	
	下 腿 部	1,600	
	足 部	1,200	

(注) 1. キャリパー及びツイスターを使用する場合は、才の完成用部品を加えることができないこと。

2. ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
3. 骨盤帯を使用する場合は、(ウ)の体幹装具に準ずること。
4. 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義足懸垂用部品に準ずること。
5. 補高足部とは、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合のみ加えることができること。
6. 補高足部は、完成用部品を加算できること。
7. 高さ調節の価格は、1か所当たりのものであること。
8. 内張りは、モールドの場合に限ること。
9. デニスブラウンは、6歳未満を対象とするものに限ること。

d 先天性股脱装具用の加算要素

名 称	種 類	価 格 (円)	備 考
リーメンビューゲル		9,750	
フォンローゼン型		13,900	
バチェラー型		29,000	
ローレンツ型	A モールド	15,700	
	B モールドフレーム		
	1 固 定 式	23,800	
	2 調 節 式	25,500	
ランゲ型		35,400	

(注) 繙手を使用した場合は、aの繙手及び才の完成用部品の価格を加算できること。

イ 採型区分

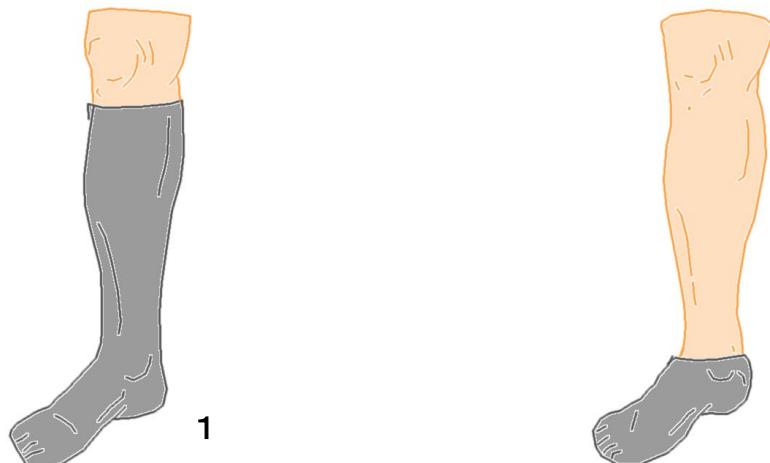
III装具(3)装具

B (イ)靴型装具

イ 採型区分

ウ 基本価格

工 製作要素価格 a 製作要素



ウ 基本価格

名 称	採 型 区 分	価 格 (円)		備 考
		採 型	採 寸	
靴型装具用	B - 1	15,500	7,100	
	B - 2	11,200	6,100	

(注) 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。

エ 製作要素価格

a 製作要素

(a) 患 足

名 称	種 類	価 格(円)	備 考
短 靴	整 形 型	40,400	
	特 殊 型	50,100	
チャッカ靴	整 形 型	41,800	
	特 殊 型	52,200	
半 長 靴	整 形 型	43,100	
	特 殊 型	54,100	
長 靴	整 形 型	45,800	
	特 殊 型	59,700	

(注) 1. 靴型装具は、右又は左の一側を1単位とすること。

2. 整形靴は、基準木型に皮革、フェルト等を張って、補正して作られるものとすること。

3. 特殊靴は、陽性モデルから作成した特殊木型を用いて作られるものとすること。

4. グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

5. 靴型装具に支柱を必要とする場合は、(ア)の下肢装具の製作要素と才の完成用部品を加えることができること。

(b) 健 足

名 称	価 格(円)	備 考
短 靴	25,000	
チャッカ靴	26,000	
半 長 靴	26,900	
長 靴	28,800	

(注) 1. 右又は左の一側が健足である場合に加えることができること。

2. 才の完成用部品を加えることができないこと。

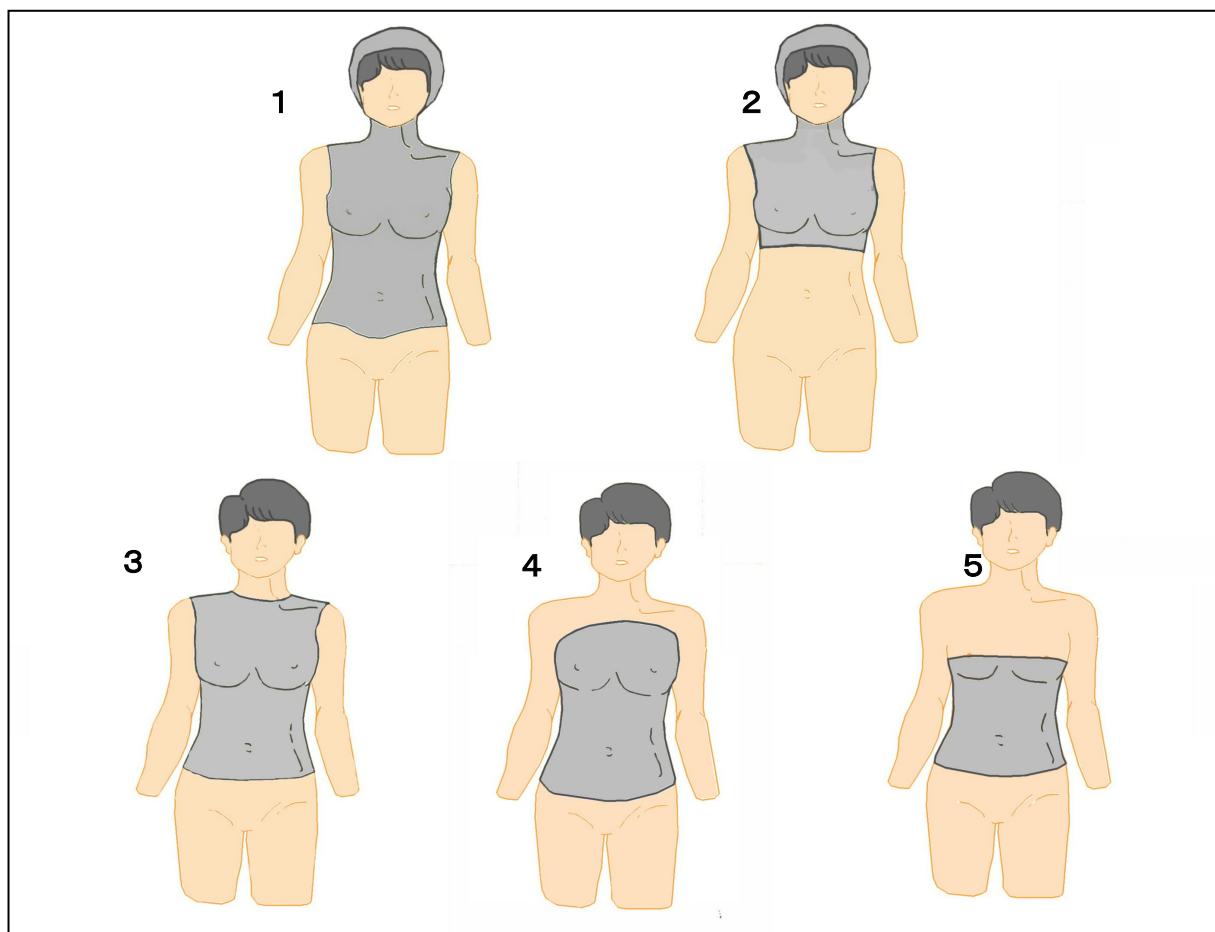
3. グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

Ⅲ装具(3)装具
B (イ)靴型装具
工 製作要素価格
b 付属品等の加算要素

b 付属品等の加算要素

名 称	種 類	価 格(円)	備 考
月形の延長		4,150	
スチールバネ入り		5,200	足底より近位へ延長する場合に限ること。
トウボックス補強		2,550	
鉛板の挿入		2,650	
足背バンド		2,150	
マジックハンド(裏付き)		1,450	3個を超える場合の超える分1個当たりとすること。
補高	敷き革式	7,350	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,550円を加算すること。
	靴の補高	3,400	補高が2cmを超える場合は、超える部分につき2cm単位で1,050円を加算すること。
ヒールの補正	トルクヒール	5,850	
	ウェッジヒール	3,400	
	カットオフヒール		
	キールヒール		
	サッチヒール		
	トーマスヒール		
	逆トーマスヒール		
	フレアヒール		
足底の補正	内側ソール・ウェッジ 外側ソール・ウェッジ	4,400	
	デンバーバー	3,400	
	トーマスバー		
	メイトー半月バー		
	メタルザルバー		
	ハウザーバー		
	ロッカーバー		
	蝶型踏み返し		

C(ウ) 体幹装具
イ 採型区分



ウ 基本価格

名 称	採 型 区 分	価 格 (円)		備 考
		採 型	採 寸	
体幹装具用	C - 1	30,200	8,200	
	C - 2	23,500	7,550	
	C - 3			
	(金属枠、硬性)	23,000	7,100	
	(軟性)	7,100	7,100	
	C - 4			
	(金属枠、硬性)	19,700	6,950	
	(軟性)	7,000	6,950	
	C - 5			
	(金属枠、硬性)	17,300	6,750	
	(軟性、骨盤帯)	6,750	6,750	

(注) 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。

工 製作要素価格

a 支持部

Ⅲ装具(3)装具

C (ウ)体幹装具

工 製作要素価格 a 支持部

名 称	種 類	価 格 (円)	備 考
頸 椎 支 持 部	A モールド（熱可塑性樹脂）		モールドのサンドイッチ構造は、18,000円 増しとすること。
	1 支柱付き	38,800	
	2 支柱なし	30,000	
	B フレーム	28,900	
	C カラー		
	1 あご受けあり	13,900	
胸 椎 支 持 部	2 あご受けなし	11,200	モールドのサンドイッチ構造は、14,600円 増しとすること。
	A モールド（熱可塑性樹脂）		
	1 支柱付き	39,200	
	2 支柱なし	28,600	
	B フレーム	40,700	
腰 椎 支 持 部	C 軟 性	23,900	モールドのサンドイッチ構造は、11,000円 増しとすること。
	A モールド（熱可塑性樹脂）		
	1 支柱付き	26,200	
	2 支柱なし	19,500	
	B フレーム	32,800	
仙 腸 支 持 部	C 軟 性	18,700	モールドのサンドイッチ構造は、9,450円 増しとすること。
	A モールド（熱可塑性樹脂）		
	1 支柱付き	21,100	
	2 支柱なし	15,500	
	B フレーム	28,600	
	C 軟 性	16,700	
	D 骨 盤 帯		
骨 盤 支 持 部	1 芯のあるもの	16,200	側彎症装具の場合に限ること。 モールドのサンドイッチ構造は、20,800円 増しとすること。
	2 芯のないもの	10,700	
	A 皮 革(補強材を含む。)	42,100	
	B モールド(熱可塑性樹脂) ペルビックガードル	30,200	

工 製作要素価格

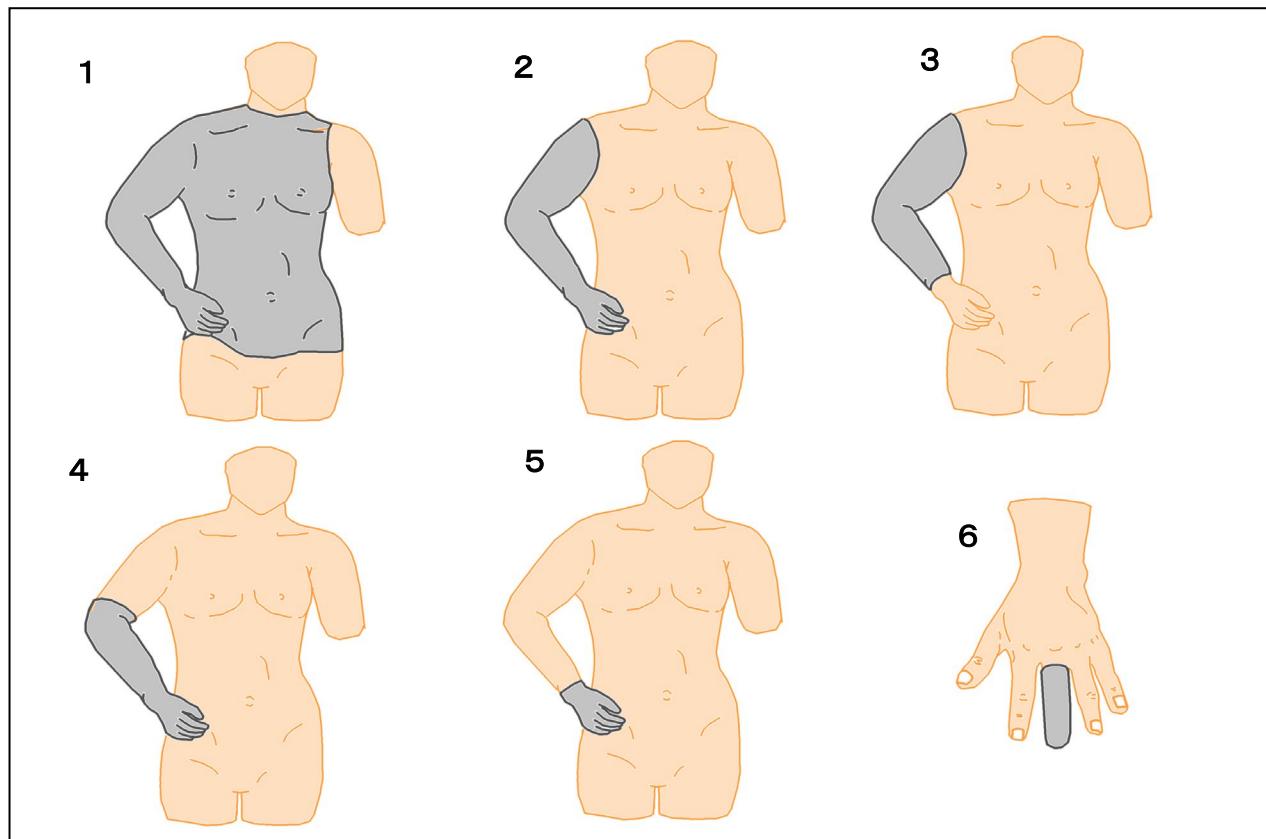
b その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 (円)	備 考
体幹装具付属品	高さ調整	3,500	
	ターンバックル式	5,450	
	腰部継手	6,000	
	バタフライ	9,500	
	肩バンド	3,050	
	会陰ひも	2,200	
	腹圧強化バンド	3,050	
側弯症装具付属品	胸椎パッド	5,400	
	腰椎パッド	4,900	
	ショルダーリング	15,000	
	腋窩パッド	3,950	
	アウトリガー	2,950	
	前方支柱	12,000	
	後方支柱	13,500	
	側方支柱	5,350	
	ネックリング	2,150	
	胸郭バンド(プラスチック製)	17,400	
内 張 り	頸椎支持部	3,250	
	胸椎支持部	4,000	
	腰椎支持部	3,600	
	仙腸支持部	2,150	

(注) 1. 高さ調整の価格は、1か所あたりのものであり、頸椎装具についてのみ加算することができる。
 2. バタフライについては、モールド又はフレームの場合にのみ加えることができる。

D(工) 上肢装具
イ 採型区分

III装具(3)装具
D(工)上肢装具
イ 採型区分 ウ 基本価格



ウ 基本価格

名 称	採 型 区 分	価 格 (円)		備 考
		採 型	採 寸	
体幹装具用	D - 1	31,400	8,300	
	D - 2	17,000	7,250	
	D - 3	15,500	7,000	
	D - 4	13,700	6,800	
	D - 5	11,000	6,200	
	D - 6	8,250	4,400	

(注) 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。

工 製作要素価格

a 継 手

名 称	種 類	価 格 (円)	備 考
肩 継 手	A 固 定 式 (片 側)	5,950	
	B 遊 動 式 (片 側)	9,300	
	C 肩 回 旋 装 置	21,000	
肘 継 手 (片 側)	A 固 定 式	4,250	
	B 遊 動 式	4,250	
	C プラスチック継手	11,000	
手 継 手 (片 側)	A 固 定 式	3,500	
	B 遊 動 式	7,000	
	C プラスチック継手	9,750	
	D 鋼 線 支 柱	6,550	
M P 継 手	A 固 定 式	4,250	
	B 遊 動 式	4,750	
I P 継 手	A 固 定 式		
	1 金 属 (アルミニウム)	2,600	
	2 モールド (熱可塑性樹脂)	2,100	
	B 遊 動 式	3,550	
	C 鋼 線 支 柱	1,850	

- (注) 1. 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができる。
 2. 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
 3. プラスチック継手は、才の完成用部品を加えることができないこと。

**工 製作要素価格
b 支持部**

**Ⅲ装具(3)装具
D (工)上肢装具
工 製作要素価格 b 支持部**

名 称	種 類	価 格 (円)	備 考
胸郭支持部 (半身)	A モールド(熱可塑性樹脂)	14,200	
	B フレーム	9,550	
骨盤支持部	A モールド(熱可塑性樹脂)	15,700	
	B フレーム	15,500	
上腕支持部	A 半月	3,950	モールドのサンドイッチ構造は、6,800円 増しとすること。
	B 皮革等		
	1 カフバンド	5,550	
	2 上腕コルセット	9,150	
前腕支持部	C モールド(熱可塑性樹脂)	8,550	モールドのサンドイッチ構造は、7,000円 増しとすること。
	A 半月	4,100	
	B 皮革等		
	1 カフバンド	5,650	
手部背側パッド	2 前腕コルセット	7,300	
	C モールド(熱可塑性樹脂)	8,150	
手掌パッド	A モールド	2,450	
	B フレーム	2,350	
	A モールド	3,800	
	B フレーム	4,400	

(注) 半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。

Ⅲ装具(3)装具
D (工)上肢装具
工 製作要素価格 c その他の加算要素
才 完成用部品

工 製作要素価格

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格(円)	備 考
基節骨パッド	モールド	2,700	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とする こと。
	フレーム	3,900	
中・末節骨パッド	モールド	2,250	価格は、背側若しくは掌側又はその両方を1単位とする こと。
	フレーム	1,800	
対 立 バ ー		5,200	
C バ ー		4,000	
アウトリガー		2,550	
伸展・屈曲補助バネ		2,550	価格は、1か所当たりとすること。
肘 当 て		3,400	
ターンバックル		5,550	
ダイヤルロック		8,050	
内 張 り	上腕部	1,200	
	前腕部	1,050	
	手 部	950	

- (注) 1. 肘伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを使用する場合は、(ア)の下肢装具に準ずること。
 2. 懸垂帯を使用する場合は、(1)のエの(エ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品に準ずること。
 3. 内張りは、モールドの場合に限ること。

才 完成用部品

(完成用部品の一覧は巻末の「才 完成用部品」の装具を参照

2 借受け基準 【新規】

(1) 義肢、装具及び座位保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品及び座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

3 修理基準

(3) 装具

ア 継手及び支持部の交換	修理項目ごとに1の(3)の工に掲げる価格に、1,150円を加算した額をもって修理価格とすること。			
イ 完成用部品の交換	修理項目ごとに1の(3)の才に掲げる価格をもって修理価格とすること。			
ウ マジックバンドの交換	修理箇所ごとに25mm幅のものは800円、50mm幅のものは1,150円とすること。ただし、裏付きの場合には、当該価格を2倍した額を修理価格とすること。			
エ 溶接	修理箇所ごとにアライメントの調整を必要とするものは8,850円調整を必要としないものは1,800円とすること。			
オ その他交換・修理				
(ア) 修理部位	下肢装具	足底革交換又は足底ゴム交換	5,550	
	靴型装具	本底交換	7,950	踵部品の価格を含むものであること。
		足底挿板交換	6,900	踏まず支え等の機能を有し、取外しができる構造のものに限る。
		半張交換	3,250	
		踵交換	1,550	
		積上交換	1,250	
		底張かけ交換	1,900	
		ファスナー交換	2,850	
		細革交換	650	革底の場合は、1,300円増しとすること。
	体幹装具	硬性コルセット筋金交換	2,900	
		軟性コルセット筋金交換	1,250	
(イ) (ア)以外の部位	修理項目ごとに1の(3)の工に掲げる価格とすること。			

(注) 1. 採型又は採寸を必要とする修理については、1の(3)のウに掲げる価格を加算することができる。

2. ア又はオ(イ)に係わるものに限る。)の修理で完成用部品を必要とする場合は、1の(3)の才に掲げる価格を加算することができる。

3. 靴型工具は、右又は左の一側を1単位とすること。

3 修理基準

力 耐用年数

(ア) 装具本体

Ⅲ装具(3)装具

3 修理基準

力 耐用年数

(ア)装具本体

区分	名称	型 式	耐用年数(年)	備 考
下肢装具	股装具	金属枠	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
		硬 性	3	
		軟 性	2	
	長下肢装具		3	
	膝装具	両側支柱	3	
		硬 性	3	
		スウェーデン式	2	
		軟 性	2	
	短下肢装具	両側支柱	3	
		片側支柱	3	
		S型支柱	3	
		鋼線支柱	3	
		板ばね	3	
		硬 性(支柱あり)	3	
		硬 性(支柱なし)	1. 5	
		軟 性	2	
	ツイスター	軟 性	2	
		鋼 索	3	
	足底装具		1. 5	
靴型装具			1. 5	
体幹装具	頸椎装具	金属枠	3	
		硬 性	2	
		カラ一	2	
	胸椎装具	金属枠	3	
		硬 性	2	
		軟 性	1. 5	
	腰椎装具	金属枠	3	
		硬 性	2	
		軟 性	1. 5	
	仙腸装具	金属枠	3	
		硬 性	2	
		軟 性	1. 5	
		骨盤帯	2	
	側彎症装具	ミルウォーキー型	2	
		金属枠	2	
		硬 性	1	
		軟 性	1	
上肢装具	肩装具		3	
	肘装具	両側支柱	3	
		硬 性	3	
		軟 性	2	
	手関節背屈保持装具		3	
	長対立装具		3	
	短対立装具		3	
	杷持装具		3	
	MP屈曲補助装具		3	
	MP伸展補助装具		3	
	指装具		3	
	B F O		3	

3 修理基準

力 耐用年数

(イ) 完成用部品

Ⅲ装具(3)装具

3 修理基準

力 耐用年数

(イ)完成用部品

キ 使用年数

材 料 ・ 部 品 名	耐用年数(年)	備 考
継 手 類	1. 5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
手 部	1. 5	
足 部	1	
その他の小部品（消耗品）	1	

キ 使用年数

年 齢	使 用 年 数	
0歳	4 力月	使用年数は、年齢による児童の特 殊性を考慮して定めたものである が、使用年数以内の故障に際して は、原則として小部品の取替えに より修理又は調整を行うこと。
1～2歳	6 力月	
3～5歳	10 力月	
6～14歳	1 年	
15～17歳	1年6力月	次については、左記使用年数にかかわらず1年とするこ と。 1 装具本体のうち「側彎症装具」の「硬性」及び 「軟性」 2 完成用部品のうち「足部」 3 完成用部品を構成する「小部品（消耗品）」

備 考

1. 本表の価格は医師の採型技術料を含まないものであること。
2. 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

IV 座 位 保 持 装 置

IV 座位保持装置

1 購入基準

ア 基本工作法

イ 身体部位区分

1 購入基準

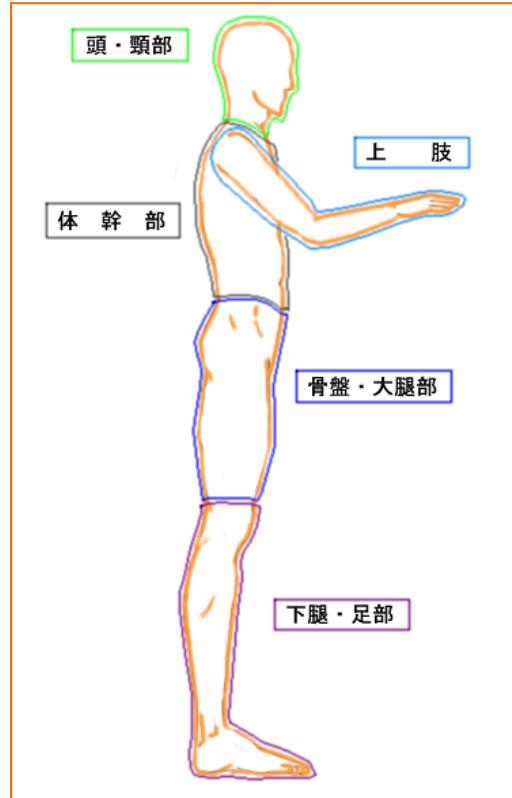
(4) 座位保持装置

種目	使用要素・部品及び工作法	価 格	耐用年数 (年)	備 考
座位保持装置	<p>座位保持装置として製作されるものについては、機能障害の状況により、座位に類似した姿勢を保持する機能を有する装置を含むものであること。</p> <p>アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な要素・部品を組み合わせて製作すること。</p> <p>成長、発達及び姿勢保持能力の状況に適合させること。</p> <p>過度の圧迫等による不快感を生じさせないこと。</p>	<p>イの身体部位区分に従いウにより算定した基本価格に、工及びオのそれぞれ使用する要素・部品の価格を合算した価格とすること。</p>	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。

ア 基本工作法

行 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙直、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ) 採 寸	製作に必要な寸法及び角度の測定並びに情報カードへの記録
(ウ) 採 型	採型器による陽性モデル又はギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) 設計図の作成	製作に必要な設計図の作成
(オ) 陽性モデルの製作・修正	陰性モデルへのギプスの注型並びに支持部の製作に必要な陽性モデルの製作、修正、表面の仕上げ
(カ) 加工・組立て	陽性モデル及び設計図に基づく加工並びに組立
(キ) 仮合わせ（中間適合検査）	身体への適合並びに装置の各機能の検査及び修正
(キ) 仕上げ	各部品の取付け及び仕上げ等
(ク) 適合検査	最終的な身体への適合及び装着の各機能の検査

イ 身体部位区分



IV 座位保持装置

1 購入基準

ウ 基本価格

エ 製作要素価格

(ア) 支持部

(イ) 支持部の連結

1 購入基準

ウ 基本価格

身体部位	価 格 (円)		備 考
	採 寸	採 型	
頭・頸 部	2,600	4,650	
上 肢 (片側)	1,300	3,300	
体 幹 部	11,200	21,600	
骨 盤 ・ 大腿部	11,200	21,600	
下腿・足部 (片側)	1,500		

(注) 身体部位の区分ごとに定める採寸又は採型の価格を組み合わせて基本価格とすること。

エ 製作要素価格

(ア) 支持部

部 位	名 称	価 格 (円)	備 考
頭 部	頭部支え	7,350	
上 肢	上肢支え (片側)	2,850	
	前腕・手部ささえ (片側)	3,150	
体 幹 部	平面形状型	6,000	
	モールド型	41,400	採寸で製作する場合は80%の価格とすること
	シート張り調整型	12,500	
骨盤・大腿部	平面形状型	6,000	
	モールド型	41,400	採寸で製作する場合は80%の価格とすること
	シート張り調整型	12,500	
下 退 部	下腿支え (片側)	2,300	
足 部	足台 (片側)	2,300	

(注) フレックス構造を持たせる場合は、1か所につき 5,200円加算できること。

(イ) 支持部の連結

名 称	種 類	価 格 (円)	備 考
固 定	頸 部	2,800	
	腰 部 (片側)		
	膝 部 (片側)	2,000	
	足 部 (片側)		
遊 動	腰 部 (片側)		
	膝 部 (片側)	3,000	
	足 部 (片側)		
角度調整用部品	機 械 式	8,750	
	ガス圧式	10,000	
	電動式	69,900	

(注) 1. 固定とは、角度調節機能のない一定の角度で連結する構造をいう。

2. 遊動とは、多少にかかわらず角度の変更が可能な連結構造であり、角度調整用部品を用いる場合は、使用本数分の価格を加算できること。

3. 固定又は遊動について、完成用部品の継手を使用する場合は、当該完成用部品の価格とすること。

4. 1の(1)又は(3)の各才に掲げる殻構造義肢又は装具の完成用部品を使用する場合は、殻構造義肢又は装具の基準に準ずること。

IV 座位保持装置

1 購入基準

エ 製作要素価格

(ウ) 構造フレーム

(エ) 付属品【No1】

使用材料	基本価格(円)	備考
木材・金属	46,000	

(注) 1. ティルト機構を付加する場合は、5,000円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。

2. 昇降機構を付加する場合は、6,850円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。

3. 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を基本価格とすること。

4. 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、1の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の価格を基本価格とすること。ただし、座位保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、2の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、リクライニング、ティルト、リクライニング・ティルトに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、座位保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。

(エ) 付属品【No1】

名 称	種 類	価 格(円)	備 考
カットアウトテーブル		11,800	表面クッション張りは3,700円加算できること。
上肢保持部品	アームレスト(片側)	3,700	
	肘パッド(片側)	2,200	
	縦型グリップ(片側) 横型グリップ(片側)	2,650	
体幹保持部品	肩パッド(片側)	3,500	
	胸パッド	3,950	
	胸受けロール	5,550	
	体幹パッド(片側)	3,050	
	腰部パッド	3,550	
骨盤保持部品	骨盤パッド(片側)	2,150	
	臀部パッド	3,600	
下腿保持部品	内転防止パッド	3,800	
	外転防止パッド(外側)	2,100	
	膝パッド(片側)	3,300	
	下腿保持パッド(片側)		
	足部保持パッド(片側)	2,500	
ベルト部品	肩ベルト(片側)	1,950	
	腕ベルト(片側)	1,650	
	手首ベルト(片側)		
	胸ベルト	3,400	
	骨盤ベルト		
	股ベルト	3,550	
	大腿ベルト(片側)		
	膝ベルト(片側)		
	下腿ベルト(片側)	1,800	
支持部カバー	頭部	2,300	脱着式は2,650円加算できること。
	上肢(片側)	1,300	
	体幹部	平面形状型	
		モールド型	
		シート張り調節型	
	骨盤・大腿部	平面形状型	
		モールド型	
		シート張り調節型	
	下退部(片側)	1,300	
	足部(片側)	1,300	
内張り	アームレスト(片側)	1,400	
	テーブル	3,700	

IV 座位保持装置
1 購入基準
工 製作要素価格
(工) 付属品【No2】
(才) 調節機構
才 完成用部品

1 購入基準
工 製作要素価格
(工) 付属品【No2】

名 称	種 類	価 格(円)	備 考
体圧分散補助素材	頭部	3,750	
	上肢(片側)	1,850	
	体幹部	8,550	
	骨盤・大腿部	8,550	
	下腿部(片側)		
	足部(片側)	1,850	
キャスター		1,500	多機能キャスターは900円加算できること
その他	介助用グリップ(片側)	2,700	
	ストッパー	4,150	
	高さ調整用台座	16,100	

- (注) 1. 各種類1個(本)当たりの額とすること。
 2. 取付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとする。

(才) 調節機構

名 称	種 類	価 格(円)	備 考	
高さ調節	頭部支持部	2,600		
	体幹支持部			
	骨盤・大腿支持部			
	足部支持部(片側)	1,600		
	アームレスト(片側)			
前後調節	頭部支持部	2,700		
	骨盤・大腿支持部			
	足部支持部(片側)	1,650		
角度調節	頭部支持部	3,100		
	テーブル	6,850		
脱着機構	体幹パッド(片側)	2,100		
	骨盤パッド(片側)			
	膝パッド(片側)			
	アームレスト(片側)			
	内転防止パッド	5,800		
開閉機構	アームレスト(片側)	2,100		
	足部支持部(片側)			

- (注) 1. それぞれを1単位とすること。
 2. 脱着・開閉機構で、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。

備 考

1. 本表の価格は、医師の採型施術料を含まないものであること。
 2. 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

才 完成用部品

(完成用部品の一覧は巻末の「才 完成用部品」の座位保持装置を参照

2 借受け基準 【新規】

(1) 義肢、装具及び座位保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品及び座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

3 修理基準

(4) 座位保持装置

修理項目	価格(円)	
	寸法調整	形状調整
ア 支持部の交換	1の(4)のエの(ア)に掲げる価格に、1,150円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整		
頭 部	2,450	3,450
上 腕 部	1,500	2,300
前 腕・手 部		
体 幹 部	2,900	8,100
骨 盤・大 腿 部		
下 退 部	1,500	2,300
足 部		
ウ 支持部の連結、連結角度調整用部品の交換	修理項目ごとに1の(4)のエの(イ)に掲げる価格に、1,150円を加算した額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換	1の(4)のエの(ウ)に掲げる基本価格に、1,150円を加算した額をもって修理価格とすること。 車椅子としての機能を付加した場合は、当該機能のみに係わる部分については、車椅子の修理基準に準ずること。	
オ 付属品の交換	修理項目ごとに1の(4)のエの(エ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
カ 調節機構の交換	修理項目ごとに1の(4)のエの(オ)に掲げる価格をもって修理価格とすること。	
キ マジックハンドの交換	25mm幅のものは850円、50mm幅のものは1,150円とし、裏付きを必要とする場合には、当該価格を2倍した額とすること。	
ク 完成用部品の交換	修理項目ごとに1の(4)のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。	

(注) 採寸又は採型を必要とする修理については、1の(4)のウに掲げる価格を加算することができる。

V そ の 他

V その他 盲人安全つえ

1 購入基準

3 修理基準

盲人安全つえ

1 購入基準

種 目	名 称	基 本 構 造	付 属 品	価 格(円)	耐 用 年 数 (年)	備 考
盲 人 安全つえ	普通 用	主体－繊維複合材料 石突－耐摩耗性合成樹脂 又は高力アルミニ ウム合金 外装－白色又は黄色の塗 装若しくは加工 形状－直式	夜光装置 ベル ゴムグリップ	3,550	2	1 夜光装置 (1) 夜光材付きとした場合は410円増しとすること。 (2) 全面夜光材付とした場合は1,200円増しとすること。 (3) フラッシュライト付とした場合は1,650円増しとすること。 2 ベル付とした場合は1,650円 増しとすること。 3 主体木材でポリカーボネート 樹脂被覆付とした場合は1,450 円増しとすること。 4 ゴムグリップ付とした場合は 660円増しとすること。
		主体－木材 その他は上と同じ。	上と同じ	1,650		
		主体－軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ	2,200	5	
	携 帯 用	主体－繊維複合材料 石突及び外装－ 普通用と同じ。 形状－折りたたみ式若し くはスライド式。	上と同じ	4,400	2	
		主体－木材 その他は上と同じ	上と同じ	3,700		
		主体－軽金属 その他は上と同じ。	上と同じ	3,550	4	
	身体支持 併 用	主体－軽金属 石突－ゴム又は普通用 と同じ。 外装－普通用と同じ。 形状－直式又は折りたた み式若しくはスラ イド式。	上と同じ	3,800	4	

備 考

1. 本表の価格は、医師の採型施術料を含まないものであること。
2. 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

3 修理基準

種 目	型 式	修 理 部 位	価 格 (円)	備 考
盲 人 安全つえ		マグネット付き石突交換	760	

義 眼

1 購入基準

種 目	名 称	基 本 構 造	付 属 品	価 格(円)	耐用年数(年)	備 考
義 眼	レディメイド	主材料—プラスチック 又はガラス 既製品		17,000	2	
	オーダーメイド	主材料—上と同じ。 特殊加工を施したもの。		82,500		

眼 鏡

1 購入基準

種 目	名 称	基 本 構 造	付 属 品	価 格(円)	耐用年数(年)	備 考
眼 鏡	矯 正 用	レンズ— プラスチック 又はガラス	6 D未満	17,600	4	価格はレンズ2枚1組のものとし、枠を含むものであること。
			6 D以上	20,200		乱視を含む場合は片眼又は両眼にかかわらず4,200円増しとすること。
			10 D未満			
			10 D以上	24,000		遮光眼鏡としての機能が必要な場合は30,000円とすること。
			20 D未満			
			20 D以上	24,000		
	遮 光 用	主材料は上と同じ。	前掛式	21,500		価格はレンズ1枚のこと。
	コンタクトレンズ	主材料—プラスチック		15,400		高倍率(3倍以上)の主鏡を必要とする場合は21,800円増しとすること。
	弱視眼鏡	掛けめがね式		36,700		
	焦 点 調 整 式			17,900		

備 考

1. 本表の価格は、医師の採型施術料を含まないものであること。
2. 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

3 修理基準

種 目	型 式	修 理 部 位	価 格(円)	備 考
眼 鏡		枠 交 換	8,000	矯正用レンズ、遮光矯正用レンズに乱視矯正を含む場合は、片眼又は両眼にかかわらず、4,200円増しとすること。
		矯正用レンズ(6 D未満)交換	5,100	
		矯正用レンズ(6 D以上10未満)交換	6,450	
		矯正用レンズ(10 D以上)交換	8,400	
		遮光矯正用レンズ交換	11,100	

補聴器

V その他
補聴器
1 購入基準

1 購入基準

種目	名称	基本構造	付属品	価格(円)	耐用年数(年)	備考
補聴器	高度難聴用ポケット型	次のいずれかを満たすもの。 ①JIS C 5512-2000による。90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。 90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。 ②JIS C 5512-2015による。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値(ピーク)の公称値が130デシベル未満のもの。90デシベル入力最大出力音圧の最大値(ピーク)の公称値が120デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置をつけること。	電池 イヤモールド	34,200	5	価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。 身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 ダンパー入りフックとした場合は、240円増しとすること。 平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
	高度難聴用耳かけ型			43,900		
	重度難聴用ポケット型	次のいずれかを満たすもの。 ①JIS C 5512-2000による 90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の①に準ずる。 ②JIS C 5512-2015による。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値(ピーク)の公称値が130デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の②に準ずる。	電池 イヤモールド	55,800		重度難聴用耳かけ型でFM型受信機、オーディオシュ
	重度難聴用耳かけ型			67,300		一、FM型ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額
	耳あな型(レディメイド)	高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	電池 イヤモールド	87,000		の範囲内で必要な額を加算すること。
	耳あな型(オーダーメイド)		電池	137,000		デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技術を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算すること。
	骨導式ポケット型	IEC 60118-9(1985)による。 90デシベル最大フォースレベルの表示値が110デシベル以上のもの。	電池 骨導レシーバー ヘッドバンド	70,100		
	骨導式眼鏡式		電池 平面レンズ	120,000		

備考

- 本表の価格は、医師の採型施術料を含まないものであること。
- 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

3 修理基準【No1】

種類	型式	修理部位	価格(円)	備考
補聴器		耳あな型シェル交換(レディメイド)	6,300	
		耳あな型シェル交換(オーダーメイド)	26,400	
		耳あな型スイッチ交換	3,150	
		耳あな型テレホンコイル交換(レディメイド)	8,400	
		耳あな型テレホンコイル交換(オーダーメイド)	12,700	
		耳あな型極板交換	1,050	
		耳あな型ボリューム交換(レディメイド)	8,400	
		耳あな型ボリューム交換(オーダーメイド)	11,600	
		耳あな型マイクロホン交換(レディメイド)	13,500	
		耳あな型マイクロホン交換(オーダーメイド)	15,950	
		耳あな型レシーバー交換(レディメイド)	14,200	
		耳あな型レシーバー交換(オーダーメイド)	20,000	
		耳あな型抵抗交換(レディメイド)	2,100	
		耳あな型抵抗交換(オーダーメイド)	8,900	
		耳あな型コンデンサ交換(レディメイド)	2,100	
		耳あな型コンデンサ交換(オーダーメイド)	8,900	
		耳あな型電池ホルダー交換(レディメイド)	1,050	
		耳あな型電池ホルダー交換(オーダーメイド)	1,550	
		耳あな型トリマー交換(レディメイド)	6,300	
		耳あな型トリマー交換(オーダーメイド)	9,500	
		耳あな型サスペンション交換	890	
		耳あな型アンプ組立交換(レディメイド)	31,700	
		耳あな型アンプ組立交換(オーダーメイド)	42,200	
		耳かけ型ケース組立交換	3,750	
		耳かけ型スイッチ交換	4,500	
		耳かけ型テレホンコイル交換	2,550	
		耳かけ型極板交換	1,470	
		耳かけ型ボリューム交換	6,450	
		耳かけ型マイクロホン交換	11,810	
		耳かけ型レシーバー交換	12,120	
		耳かけ型トリマー交換	1,900	
		耳かけ型フック交換	620	
		耳かけ型電池ホルダー交換	1,000	
		耳かけ型耳栓組立交換	600	
		耳かけ型サスペンション交換	640	
		耳かけ型アンプ組立交換	29,890	
		重度難聴用ポケット型スイッチ交換	3,150	
		重度難聴用ポケット型テレフォンコイル交換	1,350	
		重度難聴用ポケット型マイクロホン交換	8,300	
		重度難聴用イヤホン交換	5,490	
		重度難聴用耳かけ型レシーバー交換	15,000	
		重度難聴用コード交換	1,800	
	重度難聴用耳かけ型アンプ組立交換	40,400		
	眼鏡型ケース組立交換	9,400		
	眼鏡型スイッチ交換	3,450		
	眼鏡型テレホンコイル交換	3,300		
	眼鏡型極板交換	1,400		
	眼鏡型ボリューム交換	3,900		

3 修理基準【No2】

種類	型式	修理部位	価格(円)	備考
補聴器		眼鏡型マイクロホン交換	13,900	
		眼鏡型骨導子交換	16,400	
		眼鏡型アンプ組立交換	23,100	
		眼鏡型アンプ組立交換(送信用)	35,200	
		眼鏡型アンプ組立交換(受信用)	54,700	
		眼鏡型ブランク(空つる)交換	4,350	
		眼鏡型テンプル(補助つる)交換	3,100	
		眼鏡型フロント(前枠)交換	9,500	
		眼鏡型平面レンズ交換	3,600	
		ポケット型ケース組立交換	5,400	
		ポケット型クリップ交換	1,200	
		ポケット型スイッチ交換	3,500	
		ポケット型テレホンコイル交換	1,350	
		ポケット型極板交換	1,350	
		ポケット型ボリューム交換	4,580	
		ポケット型マイクロホン交換	5,400	
		骨導式ポケット型レシーバー交換	10,500	
		骨導式ポケット型ヘッドバンド交換	3,150	
		ダンパー入り耳かけ型フック交換	960	
		FM型受信機交換	80,000	
		FM型操作用基板交換	6,000	旧周波数帯用のもの。
		FM型ワイヤレスマイク交換(充電池を含む。)	98,000	
		FM型トリマー基板交換	6,000	旧周波数帯用のもの。
		FM型アンプ組立交換(受信用)	48,000	旧周波数帯用のもの。
		FM型受信回路組立交換	46,000	
		FM型アンテナ交換	5,000	旧周波数帯用のもの。
		FM型水晶振動子交換	6,000	旧周波数帯用のもの。
		FM型用ワイヤレスマイク発振回路組立交換	27,000	旧周波数帯用のもの。
		FM型用ワイヤレスマイクID基板組立交換	14,000	旧周波数帯用のもの。
		FM型受信機ケース(端子)交換	5,000	
		FM型受信機スイッチ交換	4,000	
		FM型用ワイヤレスマイクアンテナ交換	10,000	
		FM型用ワイヤレスマイク基板交換	64,000	
		FM型用ワイヤレスマイクケース交換	8,000	
		FM型用ワイヤレスマイク充電池交換	5,000	
		FM型用ワイヤレスマイ克充電用ACアダプタ交換	3,500	
		FM型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換	2,000	
		イヤモールド交換	9,000	
		コンセント交換	830	
		I C回路交換	4,550	
		イヤホン交換	3,170	
		コード交換	680	
		トランジスター又はダイオード交換	2,050	
		抵抗交換	2,050	
		コンデンサ交換	2,050	
	トランス交換	1,900		
	オーディオシュー交換	5,000		

車 椅 子

V その他
車椅子
1 購入基準【No1】

1 購入基準【No1】

種目	名 称	基 本 構 造	付 属 品	価格(円)	耐用年数(年)	備 考
車椅子	普通型	原則として折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。JIS T 9201-2006 又は JIS T 9201-2016による。	身体の障害の状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものの付属品とする。	100,000	6	価格は、オーダーメイドによる製品及びモジュラーフ式による製品（モジュールを組み立てることにより製作でき、完成後の微調整機能を有するもの。）に適用するものとし、レディメイドによる製品については、価格欄の額の75%の範囲内の額とすること。褥瘡のある者、褥瘡の発生の危険性のある者等がクッションを必要とする場合は、修理基準の表に掲げるクッション等の額の範囲内で必要な額を加算すること。 体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品（支持部（骨盤・大腿部））をクッションとして用いる場合がある場合には、別に定めるところによるものを加算すること。 身体の障害の状況により、他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
	リクライニング式普通型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ	120,000		
	ティルト式普通型	座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ	148,000		
	リクライニング・ティルト式普通型	バックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ	173,000		
	手動リフト式普通型	座席の高さを変えることができるもの。その他は普通型と同じ。	上と同じ	232,000		
	前方大車輪型	原則として折りたたみ式で前方に大車輪のあるもの。	上と同じ	100,000		
	リクライニング式前方大車輪型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は前方大車輪型と同じ。	上と同じ	120,000		
	片手駆動型	原則として折りたたみ式で方側にハンドリムを二重に装着して、片側上肢障害者等が使用できるもの。	上と同じ	117,000		
	リクライニング式片手駆動型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は片手駆動型と同じ。	上と同じ	133,600		
	レバー駆動型	レバー1本で駆動操舵ができる片側上肢障害者等が使用できるもの。	上と同じ	160,500		
	手押し型	原則として介助者が押して駆動するもの。（折りたたみ式 非折りたたみ式） A 大車輪のあるもの B 小車輪だけのもの	上と同じ	A 82,700 B 81,000		
	リクライニング式手押し型	バックサポートの角度を変えることができるもの。その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ	114,000		

備 考

1. 本表の価格は、医師の採型施術料を含まないものであること。
2. 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

車椅子
1 購入基準【No2】

V その他
車椅子
1 購入基準【No2】
3 修理基準【No1】

種目	名 称	基 本 構 造	付 属 品	価格(円)	耐用年数(年)	備 考
車椅子	ティルト式手押し型	座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。 その他は手押し型Aと同じ。	身体の障害の状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	128,000	6	前ページと同じ
	リクライニング・ティルト式手押し型	バックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。 その他は手押し型Aと同じ。	上と同じ	153,000		

備 考

1. 本表の価格は、医師の採型施術料を含まないものであること。
2. 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

3 修理基準【No1】

種目	型式	修理部位	価格(円)	備 考
車椅子		クッション交換	4,090	
		クッション(ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの)交換	10,000	
		クッション(ゲルとウレタンフォームの組合せのもの)交換	19,080	
		クッション(バルブを開閉するだけで空気量を調整するものの)交換	30,000	
		クッション(特殊な空気室構造のもの)交換	45,000	
		フローテーションパッド交換	30,000	三重構造とする場合は、1,300円増しとすること。
		背クッション	10,000	
		特殊形状クッション(骨盤・大腿部サポート)交換	25,750	
		クッションカバー(防水加工を施したもの)交換	7,460	
		クッション滑り止め部品交換	1,920	
		バックサポート交換	8,860	
		延長バックサポート交換	10,190	枕は含めないこと。
		枕(レディメイド)交換	5,830	(新設)
		枕(オーダー)交換	10,330	
		バックサポートパイプ交換	3,830	
		バックサポートパイプ取付部品交換	3,700	
		張り調整式バックサポート交換	15,080	
		高さ調整式バックサポート交換	12,080	
		背折れ機構部品交換	7,180	
		背座間角度調整部品交換	8,100	
		アームサポート(肘当て部分)交換	4,620	
		アームサポート(フレーム)交換	4,600	
		高さ角度調整式アームサポート交換	9,010	
		高さ調整式アームサポート(段階調整式)交換	3,310	
		角度調整式アームサポート交換	7,050	
		跳ね上げ式アームサポート交換	6,060	

3 修理基準【No2】

種目	型式	修理部位	価格(円)	備考
車椅子		脱着式アームサポート交換	6,200	
		アームサポート拡幅部品交換	3,610	
		アームサポート延長部品交換	3,610	
		レッグサポート交換	2,700	
		脱着式レッグサポート交換	5,780	
		拳上式レッグサポート（パッド形状）交換	7,450	
		開閉拳上式レッグサポート（パッド形状）交換	10,290	
		開閉式・脱着式レッグサポート交換	6,790	
		フットサポート交換	3,780	前後調整の構造を有する場合は4,160円増し、角度調整、左右調整の各構造を有する場合は、各1,500円増しとすること。
		ヘッドサポートベース（マルチタイプ）交換	27,080	枕は含めること。
		座布交換	8,750	
		座張り調整部品交換	10,000	
		座奥行き調整（スライド式）部品交換	16,970	
		座板交換	6,800	
		座席昇降ハンドルユニット交換	15,800	
		座席昇降チェーン交換	8,400	
		座席昇降メカユニット交換	22,100	
		フレーム（サイドベース）交換	10,700	
		フレーム（サイド拡張）交換	8,500	
		フレーム（サイド拡張）取付部品交換	3,200	
		フレーム（折りたたみ）交換	22,180	
		ブレーキ交換	9,100	
		キャリパーブレーキ交換	8,000	
		フットブレーキ（介助者用）交換	7,970	
		延長用ブレーキアーム交換	1,630	
		リフレクター（反射器一夜光材）交換	430	1回当たりとすること。
		リフレクター（反射器一夜光反射板）交換	670	
		ハンドリム交換	5,240	
		滑り止めハンドリム交換	8,740	
		ノブ付きハンドリム交換	4,470	購入後に後付けする場合は、4,350円増しとすること。
		キャスター（大）交換	8,000	
		キャスター（小）交換	5,800	
		屋外用キャスター（エアー式等）交換	7,500	
		リーム交換	5,500	
		車軸位置調整部品交換	16,120	
		大車輪脱着ハブ交換	5,000	
		サイドガード交換	6,820	
		タイヤ交換	4,270	
		ノーパンクタイヤ交換	4,190	購入後に後付けする場合は、1,740円増しとすること。
		チューブ交換	2,450	
		シートベルト交換	4,300	
		テーブル交換	10,900	

車椅子

V その他
車椅子
3 修理基準【No3】

3 修理基準【No3】

種目	型式	修理部位	価格(円)	備考
車椅子		スパークカバー交換	4,100	
		塗装	17,900	1回当たりとすること。総塗り替えの場合に限ること。
		ハブ取付部品交換	6,100	
		キャスター取付部品交換	7,000	
		ハブ用スプリング交換	16,000	
		ステッキホルダー（杖たて）交換	3,000	
		泥よけ交換	6,050	
		転倒防止装置交換	3,750	
		転倒防止装置（キャスター付き折りたたみ式）交換	8,670	
		携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	
		酸素ボンベ固定装置交換	13,000	
		人工呼吸器搭載台交換	25,000	
		栄養パック取り付け用ガートル架交換	10,190	
		点滴ポール交換	10,430	
		シリンドー用レバー交換	2,500	
		メカロック交換	10,000	
		ティルト用ガスダンパー交換	15,000	
		ワイヤー交換	1,800	
		ガスダンパー交換	15,000	
		幅止め交換	4,290	購入後に後付けする場合は、 750円増しとすること。
		高さ調整式手押しハンドル交換	7,840	
		車載時固定用フック交換	3,000	
		日よけ（雨よけ）部品交換	12,000	
		6輪構造部品交換	34,720	
		成長対応型部品交換	56,020	バックサポート高さ及び張り調整、座奥行き及び張り調整、フットプレート前後調整、車軸位置調整及び脱着ハブ、その他成長対応に必要な構造を有すること。
		痰吸引器搭載台交換	25,000	

電動車椅子

V その他 電動車椅子 1 購入基準

1 購入基準

種目	名 称	基 本 構 造	付 属 品	価 格(円)	耐用年数(年)	備 考
電動車椅子	普通型 (4.5 km/h)	JIS T 9203-2006、JIS T 9203-2010又はJIS T 9203-2016による。	外部充電器 バッテリー 身体の障害の状況により、クッション、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	314,000	6	褥瘡のある者、褥瘡の発生の危険性のある者等がクッションを必要とする場合は車椅子の修理基準の表に掲げるクッション等及びクッションカバーの交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品(支持部(骨盤・大腿部))をクッションとして用いる必要がある場合には、別に定めるところによるものを加算すること。 外部充電器を必要とせず当該機能を内蔵する場合は、30,000円を、外部充電器を必要とする場合は修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 バッテリーの価格は修理基準の表に掲げるバッテリー交換(マイコン内蔵型に係るものを含む。)の額の範囲内で必要な額を加算すること。 また、ACサーボモーター式を必要とする場合は20,000円増しとすること。 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、電動車椅子の修理基準表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
	普通型 (6 km/h)			329,000		
	簡易型	車椅子に電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡便なもの。	電動装置以外は車椅子部分は購入基準に			
		A 切替式 電動力走行・手動力走行を切り替え可能なもの。	掲げる額の範囲内で必要な額を加算すること。	A 157,500		
		B アシスト式 駆動人力を電動力で補助することが可能なもの。 その他は車椅子の普通型に準ずる。	外部充電器、バッテリー、電動装置以外は、車椅子の普通型に準ずる。	B 212,500		
	リクライニング式普通型	バックサポートの角度を変えることができるもの。 その他は普通型と同じ。	普通型と同じ。	343,500		
	電動リクライニング式普通型	電気でバックサポートの角度を変えることができるもの。 その他は普通型と同じ。	上と同じ	440,000		
	電動リフト式普通型	電気で座席の高さを変えることができるもの。 その他は普通型と同じ。	上と同じ	701,400		
	電動ティルト式普通型	電気で座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。 その他は普通型と同じ。	上と同じ	580,000		
	電動リクライニング・ティルト式普通型	電気でバックサポートの角度を変えることができ、座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変えることができるもの。 その他は普通型と同じ。	上と同じ	982,000		
備 考						

1. 本表の価格は、医師の採用施術料を含まないものであること。

2. 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

3 修理基準【No1】

種目	型式	修理部位	価格(円)	備考
電動車椅子		コントローラー交換	84,300	
		コントローラー部品交換	9,500	
		電動リフトコントローラー交換	40,600	
		電動リフトコントローラー部品交換	10,200	
		電動ティルトコントローラー交換	94,500	
		電動ティルトコントローラー部品交換	10,200	
		操作制御部交換	24,300	
		操作制御部部品交換	5,800	
		電動リフト操作制御部交換	30,500	
		電動リフト操作制御部部品交換	5,100	
		電動ティルト制御部交換	30,500	
		電動ティルト制御部部品交換	5,100	
		電動リフト自動停止制御部交換	15,200	
		電動リフト自動停止制御部部品交換	5,100	
		電動ティルト自動停止制御部品交換	15,200	
		電動ティルト自動停止制御部部品交換	5,100	
		ハーネス及びリレー交換	9,000	
		ハーネス及びリレー部品交換	3,400	
		電動リフトハーネス交換	15,200	
		電動ティルトハーネス交換	15,200	
		モーター交換	28,500	
		モーター部品交換	7,200	
		電動リクライニングモーター交換	17,000	
		電動リフトモーター交換	60,900	
		電動リフトモーター部品交換	8,100	
		電動ティルトモーター交換	17,000	
		電動ティルトモーター部品交換	8,100	
		ギヤボックス交換	45,100	
		ギヤボックス部品交換	9,700	
		電動リクライニング装置交換	53,300	
		電動リクライニング装置部品交換	22,200	
		電動ティルト装置交換	53,300	
		電動ティルト装置部品交換	22,200	
		電動又は電磁等ブレーキ（簡易型用を除く。）交換	17,400	
		電動又は電磁等ブレーキ（簡易型用に限る。）交換	12,500	
		手動ブレーキ交換	12,200	
		手動ブレーキ部品交換	7,200	
		クラッチ交換	8,600	
		フレーム交換	38,300	
		フレーム部品交換	8,900	
		シートフレーム交換	15,100	
		シートフレーム部品交換	6,400	
		電動リフトシートフレーム交換	81,200	
		電動リフトメインフレーム交換	101,500	
		電動ティルトシートフレーム交換	81,200	
	バックサポートパイプ交換	8,800		
	延長バックサポート交換	9,300	枕は含めないこと。	
	枕（オーダー）交換	10,330	レディメイドは50%とすること。	

3 修理基準【No2】

種目	型式	修理部位	価格(円)	備考
電動車椅子		張り調整式バックサポート交換	15,080	
		ヘッドサポートベース（マルチタイプ）交換	16,950	枕は含めること。
		高さ調整式アームサポート交換	3,310	
		跳ね上げ式アームサポート交換	4,680	
		アームサポート拡幅部品交換	3,610	
		アームサポート延長部品交換	3,610	
		アームサポートパイプ交換	4,150	
		アームサポートクッション交換	3,450	
		サイドガード交換	5,000	
		バックサポート交換	6,900	
		シート交換	7,500	
		フットサポート交換	11,500	前後調整、角度調整、左右調整の各構造を有する場合は、各1,500円増しとすること。
		フットサポート部品交換	5,200	
		開閉式・脱着式レッグサポート交換	6,790	
		キャスター交換	9,600	
		キャスター部品交換	3,900	
		フロントホイール交換	4,300	
		リアホイール交換	5,200	
		タイヤ交換	8,100	
		ノーパンクタイヤ（前輪）交換	5,000	購入後に後付けする場合は、12,400円増しとすること。
		ノーパンクタイヤ（後輪）交換	5,000	購入後に後付けする場合は、13,300円増しとすること。
		リアシャフト交換	6,700	
		電動リフトシャフト交換	50,800	
		電動ティルトシャフト交換	58,000	
		電動リフトチェーン交換	50,800	
		電動リフトチェーンアジャスター交換	25,400	
		簡易型電動装置交換	157,500	アシスト式は、55,000円増しとすること。ACサーボモーター式を必要とする場合は20,000円増しとすること。
		簡易型ホイール交換	27,700	アシスト式は、6,000円増しとすること。
		簡易型ホイール部品交換	3,930	
		簡易型右側駆動装置交換	114,850	アシスト式は、21,900円増しとすること。ACサーボモーター式を必要とする場合は10,000円増しとすること。
		簡易型左側駆動装置交換	84,850	アシスト式は、39,900円増しとすること。ACサーボモーター式を必要とする場合は10,000円増しとすること。
		簡易型駆動装置部品交換	23,400	
		バッテリー交換	25,800	密閉型は、3,000円増しとすること。

3 修理基準【No3】

種目	型式	修理部位	価格(円)	備 考
電動車椅子		バッテリー（マイコン内蔵型ニッカド電池）交換	31,000	
		バッテリー（マイコン内蔵型ニッケル水素電池）交換	54,000	
		バッテリー（リチウムイオン電池）交換	124,400	(新設)
		バッテリーパーツ交換	2,300	
		内臓充電器交換	47,600	
		外部充電器交換	20,000	簡易型は、5,000円増しとする こと。
		充電器部品交換	11,800	
		オイル又はグリス交換	2,700	
		ステッキホルダー（杖たて）交換	3,000	
		転倒防止装置交換	3,750	
		転倒防止装置（キャスター付き折りたたみ式）交換	7,740	
		クライマーセット（段差乗り越え補助装置）交換	18,000	
		フロントサブホイール（溝脱輪防止装置）交換	11,200	
		携帯用会話補助装置搭載台交換	30,000	
		酸素ボンベ固定装置交換	13,000	
		人工呼吸器搭載台交換	25,000	
		栄養パック取り付け用ガートル架交換	9,000	
		点滴ポール交換	9,000	
		背座間角度調整部品交換	8,100	
		座奥行き調整（スライド式）部品交換	12,080	
		電動スイングチンコントローラー式交換	213,000	
		(以下パーツ)		
		パワースイングチニアーム交換	68,250	
		チン操作ボックス交換	15,250	
		セレクター交換	88,000	
		液晶モニター交換	52,000	
		頭部スイッチ・取付金具交換	20,000	
		手動スイングチニアーム交換	35,000	
		(以下パーツ)		
		手動スイングチニアーム交換	19,750	
		チン操作ボックス交換	15,250	
		手動スイングアーム交換	10,000	
		多様入力コントローラー (非常停止スイッチボックス) 交換	20,000	購入後に後付けする場合は、 28,000円増しとする。
		多様入力コントローラー（4方向スイッチボックス）交換	30,000	
		多様入力コントローラー（4方向スイッチボード）交換	30,000	
		多様入力コントローラー（8方向スイッチボックス）交換	50,000	
		多様入力コントローラー（8方向スイッチボード）交換	50,000	
		多様入力コントローラー (小型ジョイスティックボックス) 交換	40,000	
		多様入力コントローラー（フォースセンサー）交換	88,000	
		多様入力コントローラー（足用ボックス）交換	40,000	
		簡易1入力式交換	90,000	
		延長式スイッチ交換	1,000	

3 修理基準【No4】

種目	型式	修理部位	価格(円)	備考
電動車椅子		レバーノブ各種形状 (小ノブ、球ノブ、こけしノブ) 交換	3,350	購入後に後付けする場合は、 1,650円増しとすること。
		レバーノブ各種形状 (Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、 太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ) 交換	3,860	購入後に後付けする場合は、 2,980円増しとすること。
		感度調整式ジョイスティック交換	10,000	購入後に後付けする場合は、 5,000円増しとすること。
		ジョイスティックのバネ圧変更部品交換	7,500	購入後に変更する場合は、 500円増しとすること。
		前輪パワーステアリング部品交換	51,000	
		車載時固定用フック交換	3,000	1ヶ所当たりとすること。
		日よけ (雨よけ) 部品交換	6,000	
		リフレクター (反射器-夜光材) 交換	430	1回当たりとすること。
		リフレクター (反射器-夜光反射板) 交換	670	
		シートベルト交換	4,300	
		テーブル交換	10,900	
		成長対応型部品交換	56,020	バックサポート高さ及び張り調整、座奥行き及び張り調整、フットプレート前後調整、その他成長対応に必要な構造を有すること。
		手動リクライニング装置交換	35,000	
		痰吸引器搭載台交換	25,000	

座位保持椅子

1 購入基準

種目	名 称	基 本 構 造	付 属 品	価格(円)	耐用年数(年)	備 考
座位保持 椅 子		機能障害の状況に適合させること。 主材料 — 木材 アルミニウム管 スポンジ又はウレタン 人工皮革又は布製のカバー 外 装 — ニス塗装		24,300	3	障害児に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は5,600円増しとすること。 座面に軟性の内張りを付した場合は、5,000円増しとすること。車載用のものは、40,700円増しとすること。

備 考

1. 本表の価格は、医師の採型施術料を含まないものであること。
2. 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

2 借受け基準 【新規】

(1) 義肢、装具及び座位保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品及び座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

(2) その他

種目	名 称	基 本 構 造	付 属 品	価格(円)	備 考
座 位 保 持 椅 子		機能障害の状況に適合させること。 主材料 木材 アルミニウム管 スポンジ又はウレタン 人工皮革又は布製のカバー 外装 ニス塗装		1,010	障害児に限る 机上用の盤を取り付ける場合は、170円増しとすること。 座面に軟性の内張りを付した場合は、120円増しとすること。 車載用のものは840円増しとすること。

起立保持具

1 購入基準

種目	名 称	基 本 構 造	付 属 品	価格(円)	耐用年数(年)	備 考
起 立 保 持 具		機能障害の状況に適合させること。 主材料 — 木材 外 装 — ニス塗装		27,400	3	障害児に限る。

備 考

1. 本表の価格は、医師の採型施術料を含まないものであること。
2. 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

歩 行 器

1 購入基準

V その他
歩行器
1 購入基準
2 借受け基準
3 修理基準

種目	名 称	基 本 構 造	付 属 品	価 格(円)	耐用年数(年)	備 考
歩 行 器	六 輪 型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		63,100	サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは、61,000円増しとすること。 後方支持型のものは21,000円増しとすること。	
	四 輪 型 (腰掛けつき)	前二輪、後二輪の四輪車とし前輪を自在車輪とすること。		39,600		
	四 輪 型 (腰掛けなし)	上と同じ。		39,600		
	三 輪 型	前一輪、後二輪の三輪車とし前輪を自在車輪とすること。		34,000		
	二 輪 型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		27,000		
	固 定 型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの。		22,000		
	交 互 型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの。		30,000		

備 考

1. 本表の価格は、医師の採型施術料を含まないものであること。
2. 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

2 借受け基準 【新規】

種目	名 称	付 属 品	価 格(円)	備 考
歩 行 器	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	1,570	サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付のものは、1,520円増しとすること。 後方支持型のものは、520円増しとすること。
	四輪型 (腰掛けつき)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	990	
	四輪型 (腰掛けなし)	上と同じ。	990	
	三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	850	
	二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。	670	
	固 定 型	四脚を有し、使用時に持ち上げて移動させるもの。	550	
	交 互 型	四脚を有し、両二脚を交互に移動させるもの。	550	

3 修理基準

種目	型式	修理部位	価 格(円)	備 考
歩行器		キャスター（大）交換	7,400	1回当たりとすること。総塗り替えの場合に限ること。
		キャスター（小）交換	3,700	
		腰掛け交換	4,850	
		肘当交換	7,200	
		ブレーキ交換	14,200	
		グリップ交換	1,850	
		塗装	8,500	

頭部保持具

V その他

頭部保持具 1購入基準

排便補助具 1購入基準

1 購入基準

種目	名 称	基 本 構 造	付 属 品	価格(円)	耐用年数(年)	備 考
歩 行 器		座位保持椅子等に装着して用いるもので、頭部を固定する機能を有するもの。		7,100	3	障害児に限る。

備 考

1. 本表の価格は、医師の採型施術料を含まないものであること。
2. 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

排便補助具

1 購入基準

種目	名 称	基 本 構 造	付 属 品	価格(円)	耐用年数(年)	備 考
排便補助具		普通便所で排便が困難な場合に用い、座位排便が容易となるよう機能障害の状況に適合させること。 主材料 外装 - 木材		10,000	2	障害児に限る。

備 考

1. 本表の価格は、医師の採型施術料を含まないものであること。
2. 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

歩行補助つえ

V その他

歩行補助つえ

1 購入基準

3 修理基準

1 購入基準

種目	名 称	基 本 構 造	付 属 品	価格(円)	耐用年数(年)	備 考
歩行補助 つえ	松葉つえ	主 体 一 木材（十分な強度を有するもの） 脇 当 一 スポンジ又は、ウレタン製の枕 皮革、人工皮革 又は布製のカバー 外 装 一 ニス塗装 A 普通型 B 伸縮型		A 3,300 B 3,300	2	夜光材付とした場合は、410円（全面夜光材付とした場合1,200円）増しとすること。 価格は1本当たりのものであること。 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること。
		主 体 一 軽金属 脇 当 一 合成軟質樹脂 握り部分 一 合成軟質樹脂 外 装 一 塗装なし A 普通型 B 伸縮型		A 4,400 B 4,500	4	夜光材付とした場合は、410円（全面夜光材付とした場合1,200円）増しとすること。 価格は1本当たりのものであること。 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は260円増しとすること。
		カナディア ン・クラッチ	主 体 一 アルミニウム 鋼管 上部4段間隔以上、下部9段間隔以上の調整装置を付けるものとする。 腕支持器 一 アルミニウム鋳物及びステンレス 鋼板 握り部分 一 アルミニウム鋳及びゴム 外 装 一 塗装なし	夜光材	8,000	4
	ロフストラ ンド・クラ ッチ	カアディアン・クラッチに準ずる。	夜光材	8,000	4	
	多 点 杖	つえの下部に三本以上の脚を有するもの。 主 体 一 軽金属 外 装 一 塗装なし	夜光材	6,600	4	
	プラット ホーム杖	カアディアン・クラッチに準ずる。	夜光材	24,000	4	

備 考

1. 本表の価格は、医師の採型施術料を含まないものであること。
2. 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

歩行補助つえ

3 修理基準

種目	型式	修理部位	価格(円)	備 考
歩行補 助つえ		脇当交換 凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換	1,450 1,000	

重度障害者用意思伝達装置

V その他 重度障害者用意思伝達装置 1購入基準

1 購入基準

種目	名 称	基 本 構 造	付 属 品	価格(円)	耐用年数(年)	備 考	
重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。 文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの。	プリンタ 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	143,000	5	ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタとして構成されたもの。 その他、障害に応じた付属品を修理基準の中から加えて加算することができること。 簡易な環境制御が付加されたものと機能は、1つの機器操作に関する要求項目をインターフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 高度な環境制御が付加されたものと機能は、複数の機器操作に関する要求項目を、インターフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言をメール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。生体现象方式とは、生体現象（脳波や脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定すること。	
		簡易な環境制御機能が付加されたもの	上と同じ。	191,000			
		高度な環境制御機能が付加されたもの	遠隔制御装置 その他は上と同じ				
		通信機能が付加されたもの	遠隔制御装置 その他は上と同じ	450,000			
備 考	生体现象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	プリンタ及び遠隔制御装置を除き上と同じ。	450,000			

1. 本表の価格は、医師の採型施術料を含まないものであること。

2. 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

重度障害者用意思伝達装置

V その他
重度障害者用意思伝達装置
2借受け基準【新設】

2 借受け基準 【新規】

種目	名称	基本構造	付属品	価格(円)	備考
重度障害者用意思伝達装置	文字等走査入力方式	意思伝達機能を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンプル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの。	プリンタ 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。	3,570	ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタが、一体的なシステムとして構成されたものであること。
		簡易な環境制御機能が付加されたもの。	上と同じ。	4,770	簡易的な環境制御機能が付加されたものとは、1つの機器操作に関する要求項目を、インターフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
		高度な環境制御機能が付加されたもの。	遠隔制御装置 その他は上と同じ。	11,250	高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目をインターフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作することができるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
		通信機能が付加されたもの。	遠隔制御装置 その他は上と同じ。	11,250	通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。
	生体现象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	プリンタ及び遠隔制御装置を除き上と同じ。	11,250	生体现象方式とは、生体现象（脳波や脳の血液量等）を利用して「はい・いいえ」を判定するものであること。

備考

1. 本表の価格は、医師の採型施術料を含まないものであること。

3 修理基準

種目	型式	修理部位	価格(円)	備考
重度障害者用意思伝達装置		本体修理	50,000	
		固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換	30,000	
		固定台（自立スタンド式）交換	50,820	
		入力装置固定具交換	30,000	
		呼び鈴交換	20,000	
		呼び鈴分岐装置交換	33,600	
		接点式入力装置（スイッチ）交換	10,000	
		帯電式入力装置（スイッチ）交換	40,000	触れる操作で信号入力が可能なタッチセンサーコントローラーであること。別途必要なタッチ式入力装置は10,000円、ピンタッチ式先端部は6,300円増しとすること。
		筋電式入力装置（スイッチ）交換	80,000	
		光電式入力装置（スイッチ）交換	50,000	
		呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換	35,000	
		圧電素子式入力装置（スイッチ）交換	38,000	
		空気圧式入力装置（スイッチ）交換	38,000	感度調整可能なセンサーを使用するものに限る。
		視線検出式入力装置（スイッチ）交換	180,000	(新規)
		遠隔制御装置交換	21,000	

備考

(製作基準)

1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。

2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(修理基準)

1 価格は、原則として1枚（個）当たりとすること。

2 部品交換の価格は、1回当たりとすること。